

諮問

令5猪企第186号

令和6年2月29日

猪名川町総合計画審議会

会長 久 隆 浩 様

猪名川町長 岡 本 信 司

第六次猪名川町総合計画基本構想の一部修正案・後期基本計画案の策定に

ついて（諮問）

猪名川町総合計画審議会条例（平成元年条例第3号）第2条の規定に基づき、第六次猪名川町総合計画基本構想の一部修正案・後期基本計画案の策定について、貴審議会の意見を求めます。

令和6年11月5日

猪名川町長 岡本 信司 様

猪名川町総合計画審議会
会長 久 隆 浩

第六次猪名川町総合計画基本構想の一部修正案・後期基本計画案の策定について（答申）

令和6年2月29日付令5猪企第186号で諮問のありました第六次猪名川町総合計画基本構想の一部修正案・後期基本計画案の策定について、本審議会において審議を行った結果、別添のとおり答申します。

本計画の策定にあたっては、参画と協働のまちづくりの更なる飛躍を目指し、計画の策定をひとつの機会として、住民有志によるワークショップやアンケート調査などを実施いただき、多様な手法を用いて住民の想いを聴取しました。また、審議会では、ワークショップの運営メンバーやその参加者にも委員として参画いただき、ワークショップで話し合われた住民の想いを委員自ら発表し共有いただくなど、住民意見を大切にしたい審議を行いました。

さらに、目標人口については、人口推計において猪名川町の人口が今後も減少していくと推計される中、猪名川町への「転入促進に関するストーリー」を共有し、まちの将来像の実現に向けた取り組みを着実に実行することで、転入促進を目指すことを掲げました。

計画の推進にあたっては、審議過程の中で各委員から出された意見等を十分に尊重するとともに下記の事項に留意し、まちの将来像「“つながり”と“挑戦” 幸せと笑顔あふれるまち 猪名川」の実現が図られるよう希望します。

記

1. 今後の猪名川町においては、まちづくりに関わる多様な主体による協働の取り組みが、猪名川町がめざすまちづくりの実現につながるものと考えます。本計画案の策定にあたり、住民有志により実施された住民参画の取り組みである「未来まちごと・自分ごと会議」において話し合われた意見やアイデアを礎に、住民視点の施策展開を図るとともに、未来を担う人づくりや、協働・共創の基盤づくりが図られることを望みます。
2. 豊かな自然環境と快適な住環境が調和する地域特性や立地特性に応じた魅力あるまちづくりを進めることで町全体の活性化につなげるとともに、まちの特性を活かした子育て環境や特色ある教育環境の創出、自分らしく働ける環境の充実を図ることで移住・定住を促進し、将来に渡り持続的なまちの発展が図られることを望みます。
3. 安定的で質の高い行政運営のため、財政健全化とデジタルの利活用を積極的に進めるとともに、地球環境への配慮や地域の防災力の向上などに取り組み、住み続けられるまちづくりが図られることを望みます。

以上

策定経過

		総合計画審議会				住民等の参画	
		全体会	正副部会長会議	部会			
				第1部会	第2部会		
令和5年度 (2023年度)	10月					■まちづくりアンケート調査実施 (10月20日～11月20日)	
	11月						
	12月					■第1回まちづくりWS (19日)	
	1月					■第2回まちづくりWS (17日)	
	2月	第1回会議 (29日) ・委員委嘱・諮問 ・アンケート報告等					■第3回まちづくりWS (15日)
	3月						■第4回まちづくりWS (15日)
令和6年度 (2024年度)	4月					■第5回まちづくりWS (2日)	
	5月	第2回会議 (14日) ・策定の進め方 ・人口推計 等					
	6月		第1回会議 (11日) ・後期基本計画施策案について ・部会の進め方	第1回会議 (25日)	第1回会議 (25日)		
	7月		第2回会議 (31日) ・後期基本計画案について ・重点戦略について	第2回会議 (16日) 第3回会議 (23日)	第1回会議 (4日) 第2回会議 (17日) 第3回会議 (23日)		
	8月		第3回会議 (26日) ・後期基本計画案について	第4回会議 (7日)	第4回会議 (7日)		
	9月	第3回会議 (9日) ・後期基本計画案について ・パブコメについて					
	10月						
	11月	第4回会議 (5日) ・後期基本計画案パブコメについて ・後期基本計画について 審議会答申 (5日)					
	12月	12月議会への提案					

猪名川町総合計画審議会委員名簿

(任期：2024（令和6年）2月29日～答申終了時)

	氏名	所属等	選出区分
1	久 隆浩	近畿大学総合社会学部教授	学識経験者
2	園田 寿	甲南大学名誉教授	学識経験者
3	馬場 英朗	関西大学商学部教授	学識経験者
4	藤本 真里	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 環境計画研究部門 教授	学識経験者
5	西村 典芳	流通科学大学人間社会学部教授	学識経験者
6	福井 澄榮	町議会	町議会議員
7	吉尾 豊	町議会	町議会議員
8	宮口 美範	阪神北県民局長	関係行政機関
9	寺田 和弘（～2024. 3. 31）	伊丹公共職業安定所長	関係行政機関
	上野 誠治（2024. 4. 1～）		
10	青木 健司（～2024. 3. 31）	川西こども家庭センター所長	関係行政機関
	山元 浩司（2024. 4. 1～）		
11	村山 興治	猪名川町社会福祉協議会会長	公共的団体
12	住野 敦浩	猪名川町商工会会長	公共的団体
13	仲井 常雄	猪名川町農業委員会会長	公共的団体
14	辰巳 和彦	猪名川町観光協会会長	公共的団体
15	天野 圭子	猪名川町地域公共交通会議会長	公共的団体
16	山本 真吾	池田泉州銀行日生中央支店長	その他団体
17	前島 紳作（～2024. 2. 29）	神戸新聞社阪神総局長	その他団体
	上田尾 真（2024. 3. 1～）		
18	渡辺 英雄	連合兵庫東部地域協議会副議長	その他団体
19	仲間 享三	住民参画プロジェクト運営者代表	その他団体
20	野間 久美子	住民参画プロジェクト運営者代表	その他団体
21	高津 尚世	未来・まちごと自分ごと会議参加代表者	その他団体
22	田中 瑞紀	未来・まちごと自分ごと会議参加代表者	その他団体

(敬称略)

猪名川町総合計画審議会条例

平成元年3月30日

条例第3号

(設置)

第1条 猪名川町総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、猪名川町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町総合計画の策定に関する事項について調査及び審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 公共的団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前号に掲げるもののほか、特に町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

2 委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長及び副部会長の職務並びに部会の会議については、第5条第3項、第4項及び前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初の審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。
- 3 猪名川町振興計画審議会条例（昭和45年猪名川町条例第24号）は、廃止する。

附 則（平成10年3月9日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月10日条例第16号）

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第2号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月20日条例第41号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月21日条例第19号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第15号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月17日条例第22号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

用語解説

あ行

ICT

Information & Communications Technology の略で、情報通信技術をいう。

アドバンス・ケア・プランニング

もしものときのために、望む医療やケアについて、前もって考え、周囲の信頼する人たちと繰り返し話し合い、共有する取り組み。愛称は「人生会議」。

アドプト制度

住民が公園・道路などの公共空間を、養子のように育み面倒をみることから命名され、清掃・美化などの活動について、自治体と住民が役割分担について協定を結び、継続的な活動を進める制度。アドプトは「養子縁組」という意味。

RPA

Robotics Process Automation の略で、ロボットによる業務自動化をいう。

イノベーション

オーストリアの経済学者シュンペーター（Schumpeter）によって、初めて定義され、経済発展は、人口増加や気候変動などの外的な要因よりも、イノベーションのような内的な要因が主要な役割を果たすと述べられている。また、イノベーションとは、新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産することであり、生産とはものや力を結合することと述べている。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組み。

インフラ

インフラストラクチャー（infrastructure）の略で、社会的生産基盤をいう。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤及び学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。

インフルエンサー

経済や流行、価値観などに関して、多くの人々に強い影響をもつ人のこと。

AI

Artificial Intelligence の略で、人工知能をいう。学習・推理・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピュータ上で人工的に実現する技術。

AED

Automated External Defibrillator の略で、自動体外式除細動器をいう。心室細動（心臓の心室が震え全身に血液を送ることができない状態）の際に自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の働きを戻す医療機器。

SNS

Social Networking Service の略で、インターネット上の交流を通じて、社会のネットワークを構築するサービス。

SDGs

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標をいう。2015年（平成27年）9月、ニューヨーク国連本部において、193の加盟国の全会一致で採択された国際目標。気候変動や格差などの幅広い課題の解決をめざし、先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく目標で、17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）で構成されている。

NPO

Nonprofit Organization の略で、非営利組織をいう。営利を目的とせず、福祉・まちづくり・環境保全などの社会貢献活動を行う民間組織の総称。

LGBTQ

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、Queer や Questioning（クイアやクエスチョニング）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつ。

eLTAX（エルタックス）

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムをいう。

温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

か行

ガバメントクラウド

政府共通のクラウドサービスの利用環境。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることをいう。

景観形成協議会

優れた景観を創造するとともに、魅力あるまちづくりと文化風土の醸成に寄与することを目的として、町が行う景観形成施策に対して意見を行う。学識経験者、住民の代表、町関係職員で構成される。

KPI

Key Performance Indicator の略。重要業績評価指標のことで、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のことをいう。

健康寿命

認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間のこと。

権利擁護

高齢者や障がいのある人等の人権など、様々な権利を保護すること。具体的には、認知症や知的障がい、精神障がい等により、生活上の判断が難しくなった場合に成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用により生活上の支援を行うことや、虐待や悪徳商法等の権利侵害への対応の取り組みなどが挙げられる。

郊外型サテライトオフィス

企業の本社や主要拠点から離れた郊外エリアに設置されるオフィスのこと。

合計特殊出生率

その年次の15～49歳女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が平均して一生の間に産む子どもの数に相当する。

公共サイン

不特定多数の人が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会をいう。

コミュニティ・スクール

2004年（平成16年）9月から、新しい公立学校運営の仕組みとして導入された制度。法律に基づく学校運営協議会を設置している学校を指し、学校の課題解決や教育目標の実現に向けて、学校や保護者、地域住民が情報共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」のために、連携・協働して取り組むシステム。コミュニティ・スクールの設置については、学校設置者である教育委員会が決定する。

コミュニティビジネス

住民が主体となって、地域が抱える課題に対し、地域資源を活かしながらビジネス的な手法により解決しようとする事業のこと。

さ行

市街化区域／市街化調整区域

市街化区域とは、都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいう。これに対して、市街化を抑制する区域を市街化調整区域という。

自治体 DX

行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、業務の効率化や、住民の利便性の向上を図ることをいう。

自治体フロントヤード改革

地方公共団体における住民と行政の接点（フロントヤード）の改革のこと。

シティプロモーション

地域の魅力を創造し、地域の内外へと広めることで地域イメージをブランド化し、観光客や転入者を増やすことをいう。

シビックプライド

住民の町に対する誇り。

循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、資源が循環的に利用され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉的な立場から教職員への指導や助言をしたり、保護者のケアをしたりするなど、子どもを取り巻く環境に働きかけるとともに、関係機関の連携・仲介・調整等に従事する専門家。

スポーツクラブ 21

豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、兵庫県内すべての小学校区に設置された地域住民の自発的・主体的運営によるスポーツクラブ。

3 R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース (Reduce=ごみの発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字を取り、「3 R」呼ばれる。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルで取らえられることが多い。

ソーシャルビジネス

様々な社会的課題をビジネス手法で解決していく持続的な事業活動をいう。

た行

地域活動団体登録制度

町内で活動する地域活動団体への支援及び住民の社会貢献活動への参加の機会を広げるとともに、町との協働事業への参画を希望する地域活動団体を把握し、住民と行政との協働のまちづくりを推進するため、地域活動団体の登録を行うもの。

地域共生社会

すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めることができる社会。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる社会をいう。

DV

Domestic Violence の略で、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力をいい、近年は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

デマンド交通

予約に応じて乗降場所や経路を変更可能な交通システムをいう。

な行

南海トラフ地震

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震及び昭和南海地震）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中で支援すること。

は行

パークチップ

公共事業などにより発生した剪定枝などを粉砕機で砕き、チップ状になった草木を 1 年程度自然発酵させたもの。猪名川町では本来燃えるゴミとして処分する草木を、家庭菜園や畑などの土づくりに使ってもらえるよう加工し、環境保全を進めている。

ハニカム構造

蜂の巣（Honeycomb）のように六角形が隙間なく並べられた構造のこと。広義には、六角形以外の同一形状での構造も含まれる。

パブリックコメント

計画、規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることで、よりよい行政をめざすもの。

バリアフリー

高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方のことをいう。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

PDCA サイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによる継続的な施策・事業の改善。

PPP

Public Private Partnership の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村により公表するもので、毎年、見直しを行い、地域農業の「未来の設計図」として活用する。

ペレット

間伐材や、おが粉、かんなくずなど製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料のこと。ペレットストーブ、ペレットボイラーの燃料として用いられる。

ま行

まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯止めをかけること、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することを目的に2014年（平成26年）に成立した法律。

まちづくり大学

地域活動団体や住民が、地域に対して関心を持ち、「自分ごと」として、まちづくりに参加するきっかけとなるよう、多様な機会づくりや講座の開催などを行うもので、地域活動団体「いながわ☆まちづくりプロジェクト」（略称「まちプロ」）と町が連携し、協働で取り組んでいる。

まちづくり協議会

小学校区を基本とした7つの地域に設立されており、広域的な地域課題への対応をはじめ、地域内の情報共有や住民同士の交流・連携、各種団体の連絡調整など、様々な機能を果たすことが期待されている。

モビリティ・マネジメント教育

一人ひとりの移動手段や社会全体の交通流動を「人や社会、環境にやさしい」という観点から見直し、改善していくために自発的な行動を取れるような人間を育成することをめざした教育活動をいう。

や行

ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。

UJI ターン

Uターンは出身地から進学や就職のため都市部に出た後、出身地に戻ることを、Jターンは出身地から進学や就職のため都市部に出た後、また出身地とは違う地方に移り住むことを、Iターンは、出身地に関わらず、住みたい地域を選択し移り住むことをいう。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍、年齢・性別、障がい・能力などを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計、デザインをいう。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関。児童福祉法により、地方公共団体はその設置に努めることとされている。

ら行

リーディングプロジェクト

事業全体を進める上で核となり、先導的な役割を果たすプロジェクトのことをいう。

6次産業

第1次産業である農林水産業がその生産だけにとどまらず、それを原材料とした食品加工（第2次産業）、その流通・販売や観光農園、レストランなど、地域資源を活かしたサービス提供（第3次）などまで一体的に行うこと。1次、2次、3次を足し算、または掛け算すると6になることが由来。

わ行

ワークショップ

参加者が自発的に作業や発言を行える環境の中、進行役を中心に、参加者全員が体験する形で運営される話しあいの形態。

ワーク・ライフ・バランス

仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、家庭や地域生活においても、子育てや介護など、人生の各段階に応じて多様な働き方を実現し、個々の生活を充実させることをいう。

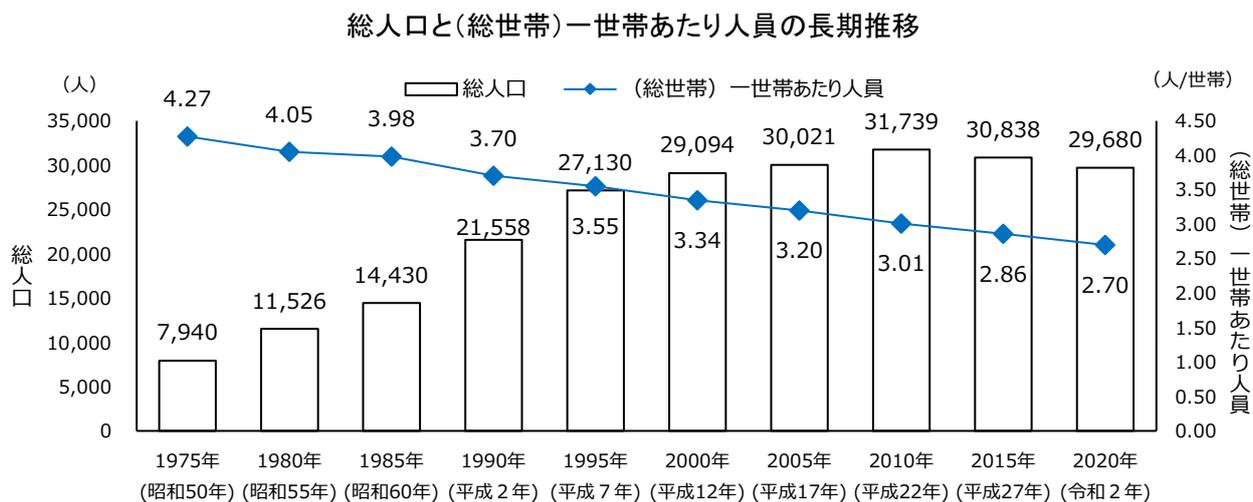
若者サポートステーション

働くことに悩みを抱える15～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う。

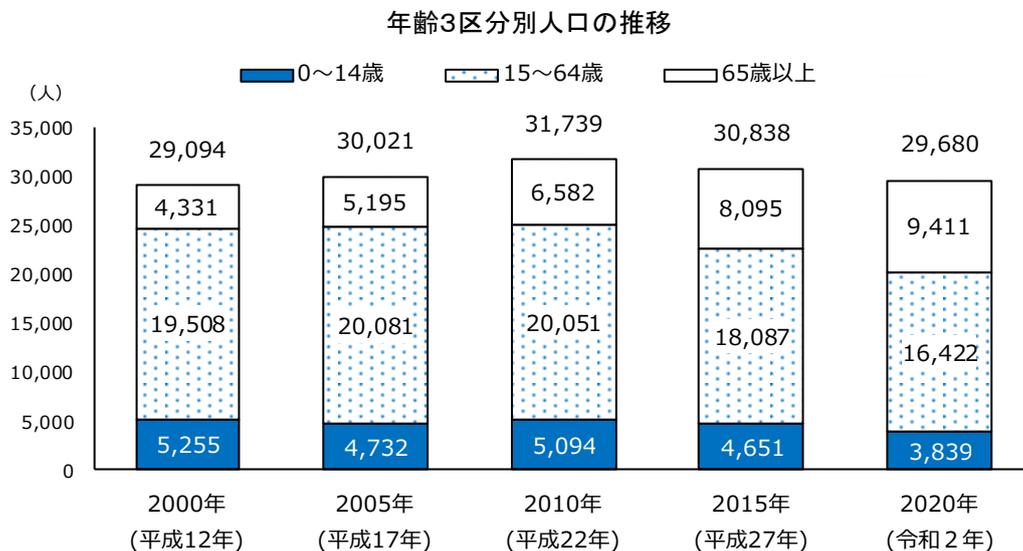
猪名川町の現状（統計データ）

1. 人口及び世帯の状況

1) 人口の推移

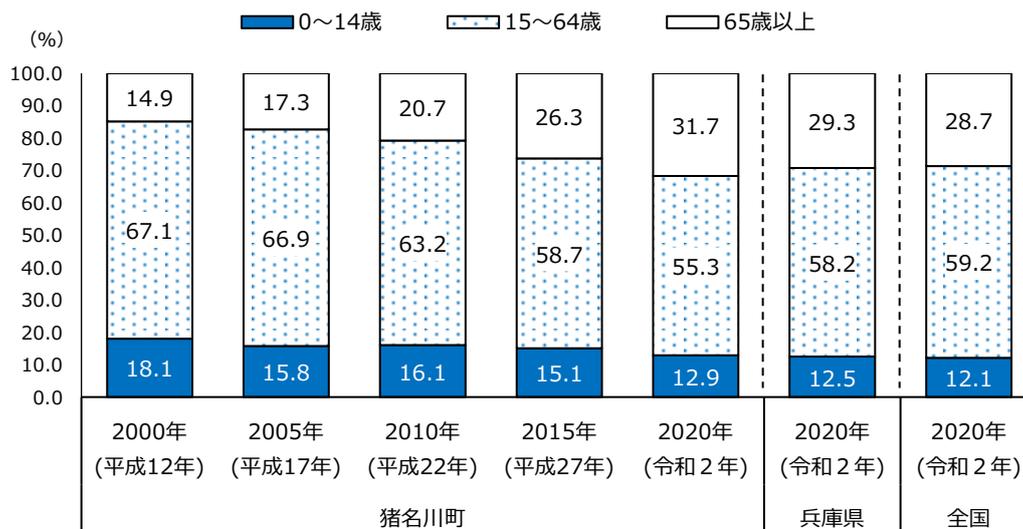


資料：総務省「国勢調査」 ※※上記の「(総世帯) 一世帯あたり人員」は、総人口を総世帯数で除したものです。



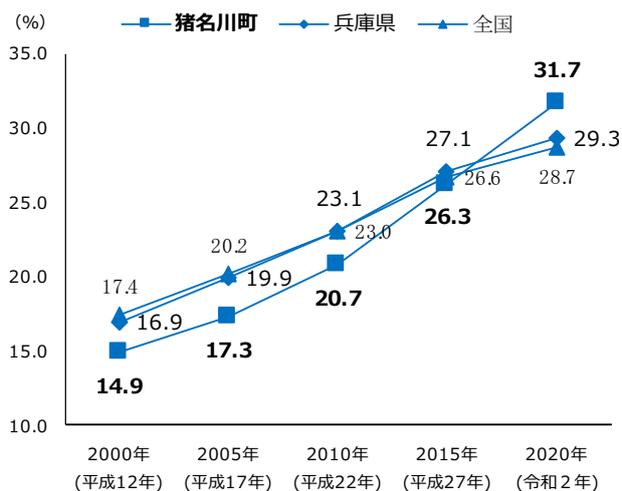
資料：総務省「国勢調査」 ※総人口に年齢不詳人口を含みます。年齢不詳人口は 2020 年 (令和2年) で 8 人と、各年ともにも少数のため、表記していません。

年齢3区分別人口構成比の推移

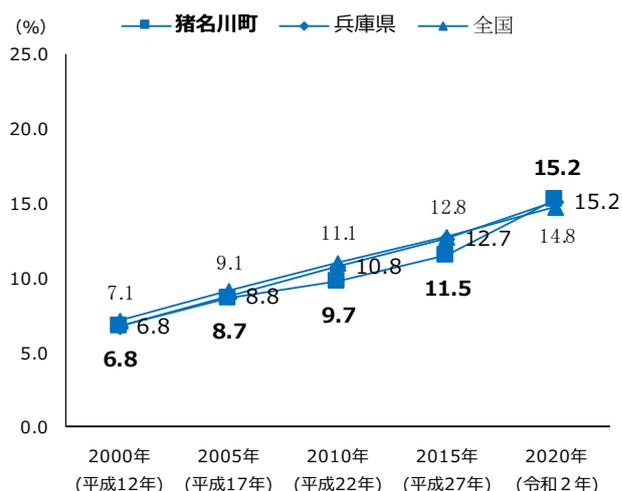


資料：総務省「国勢調査」 ※上記の構成比は年齢不詳人口を除き、算出しています。

高齢化率の推移



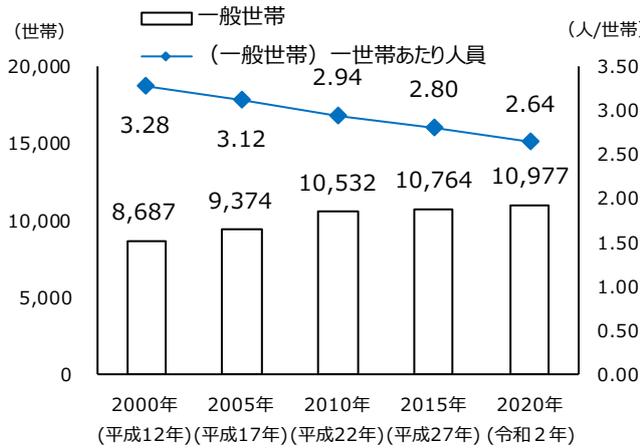
後期高齢化率の推移



資料：総務省「国勢調査」 ※高齢化率・後期高齢化率は年齢不詳人口を除き、算出しています。

2) 世帯の推移

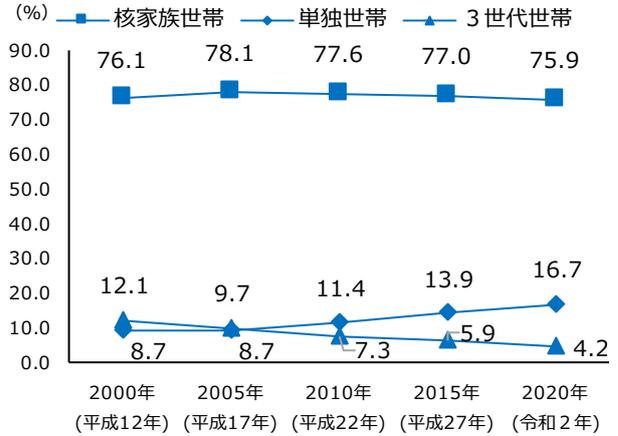
一般世帯及び(一般世帯)一世帯あたり人員の推移



資料：総務省「国勢調査」

※「(一般世帯) 一世帯あたり人員」は一般世帯世帯人員数を一般世帯数で除したものです。

一般世帯に占める世帯構成割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

世帯構成の推移

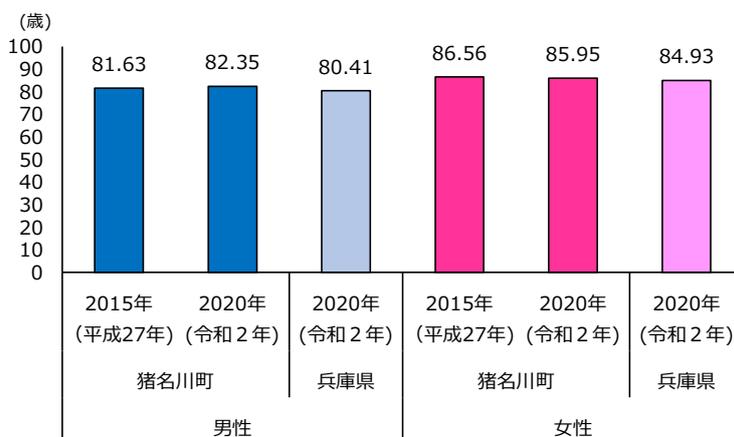
		猪名川町					兵庫県	全国
		2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2020年 (令和2年)	2020年 (令和2年)
一般世帯	世帯数	8,687	9,374	10,532	10,764	10,977	2,399,358	55,704,949
親族のみの世帯	世帯数	7,924	8,549	9,280	9,225	9,093	1,504,033	33,889,589
	構成比	91.2	91.2	88.1	85.7	82.8	62.7	60.8
核家族世帯	世帯数	6,607	7,317	8,178	8,291	8,331	1,371,842	30,110,571
	構成比	76.1	78.1	77.6	77.0	75.9	57.2	54.1
核家族以外の世帯	世帯数	1,317	1,232	1,102	934	762	132,191	3,779,018
	構成比	15.2	13.1	10.5	8.7	6.9	5.5	6.8
非親族を含む世帯	世帯数	7	10	51	46	51	18,888	504,198
	構成比	0.1	0.1	0.5	0.4	0.5	0.8	0.9
単独世帯	世帯数	756	815	1,198	1,492	1,831	862,511	21,151,042
	構成比	8.7	8.7	11.4	13.9	16.7	35.9	38.0
世帯の家族類型「不詳」	世帯数	0	0	3	1	2	13,926	160,120
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.3
(別掲)3世代世帯	世帯数	1,047	910	767	634	460	78,607	2,337,703
	構成比	12.1	9.7	7.3	5.9	4.2	3.3	4.2

資料：総務省「国勢調査」

※四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合があります。

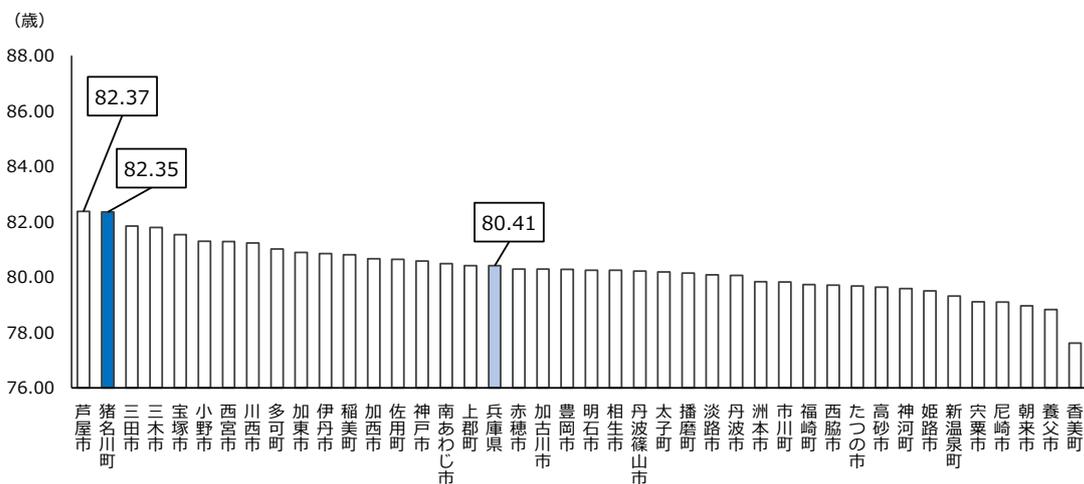
2. 健康寿命

健康寿命の推移



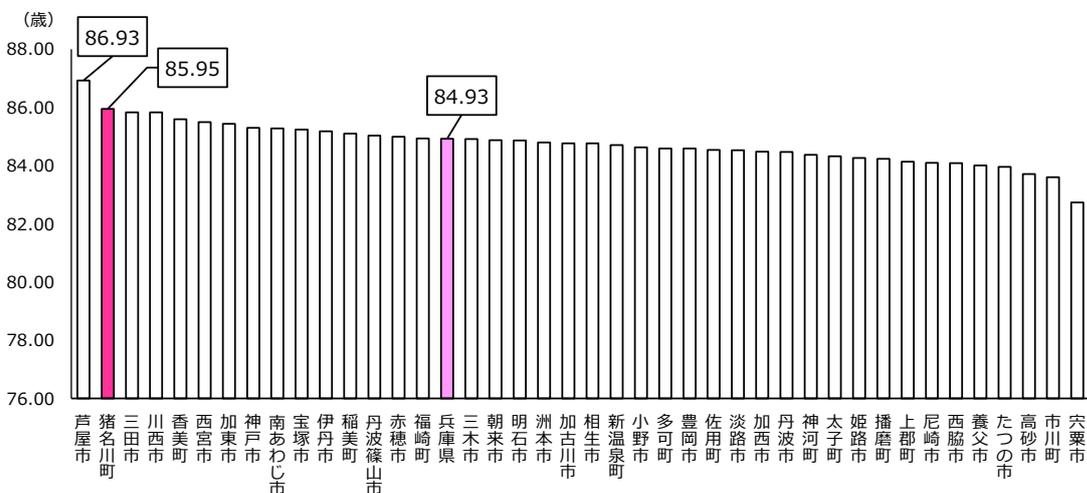
資料：兵庫県健康福祉部健康局健康増進課による算出

男性の健康寿命【2020年（令和2年）】



資料：兵庫県健康福祉部健康局健康増進課による算出

女性の健康寿命【2020年（令和2年）】

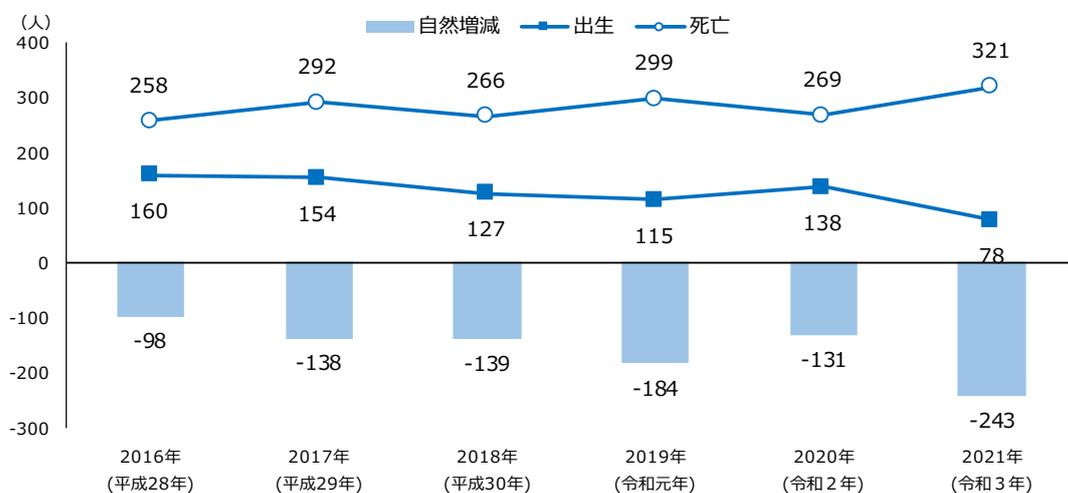


資料：兵庫県健康福祉部健康局健康増進課による算出

3. 人口動態

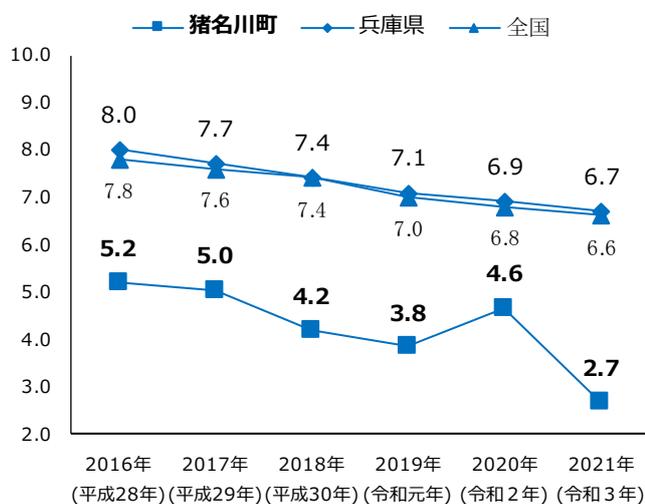
1) 出生数・死亡数

出生数と死亡数の推移（自然増減の推移）

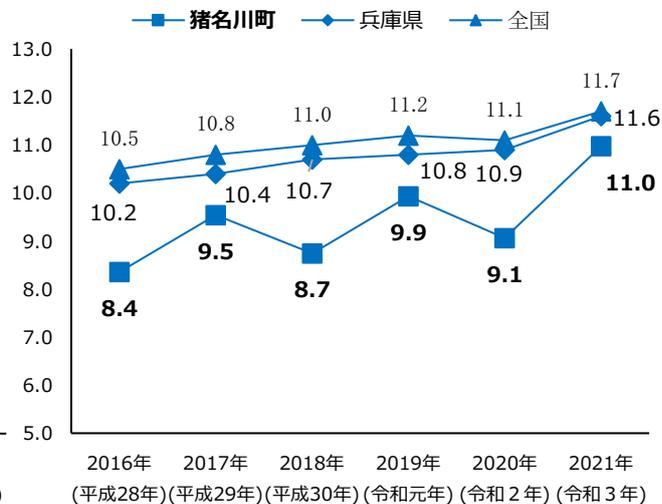


資料：厚生労働省「人口動態統計」

出生率（人口千対）の推移



死亡率（人口千対）の推移

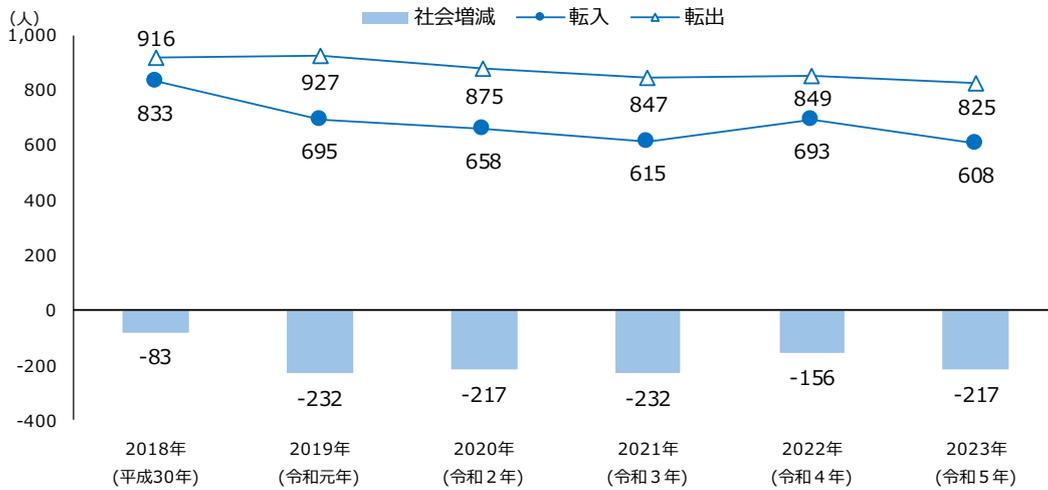


資料：厚生労働省「人口動態統計」（本町の出生率・死亡率は独自に算出）

※本町の出生率・死亡率の算出にあたり、「兵庫県推計人口（国勢調査を基礎とし、毎月各市町から住民基本台帳法に基づく当該月間の移動数の報告を受け集計したもの）」による総人口を用いて算出しています。

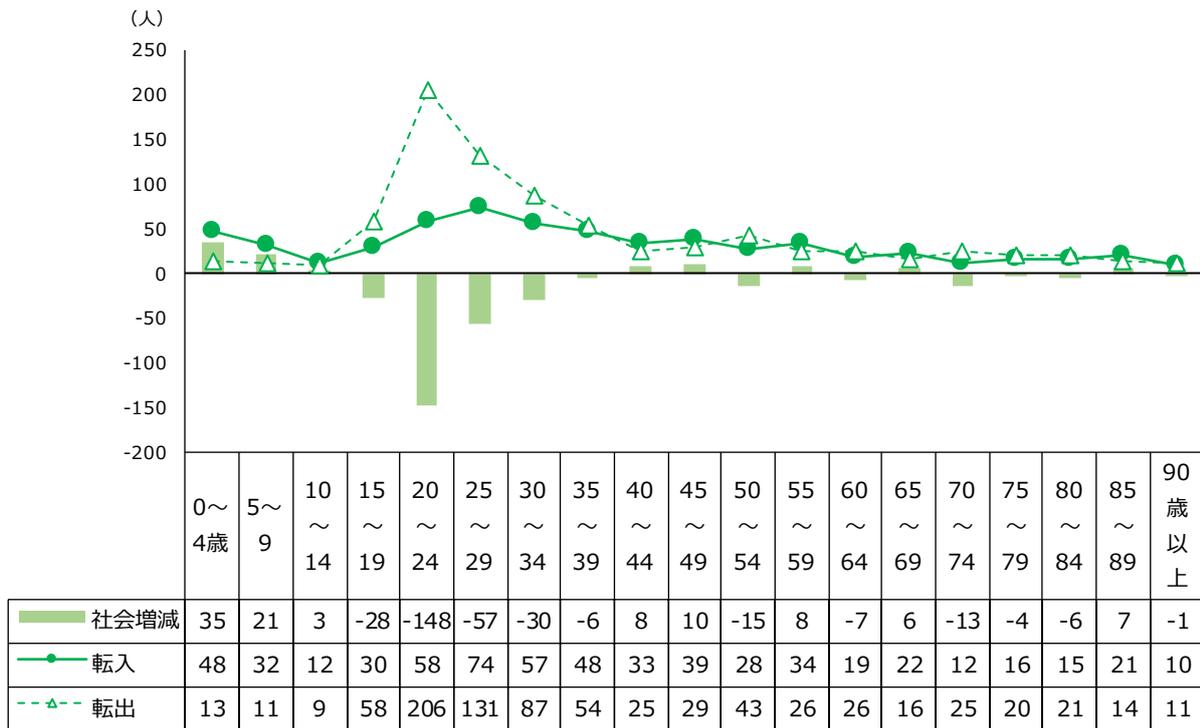
2) 転入・転出

転入と転出の推移（社会増減の推移）



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

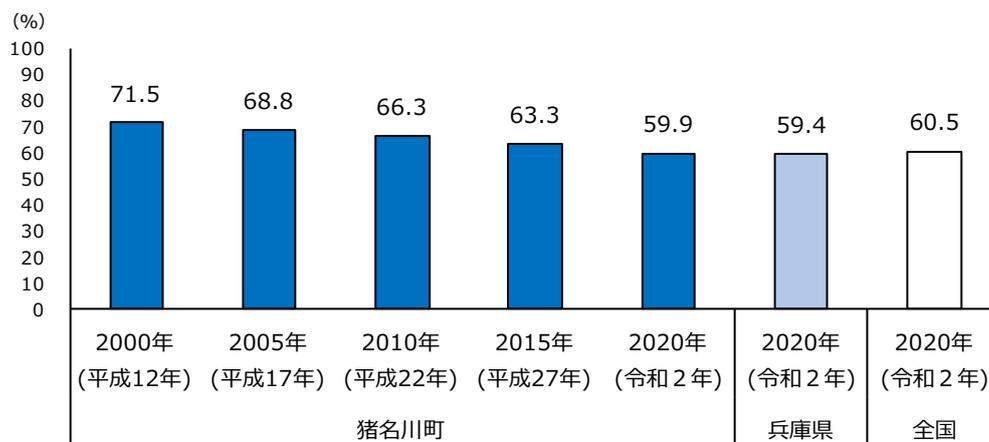
年齢別転入と転出【2023年（令和5年）】



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

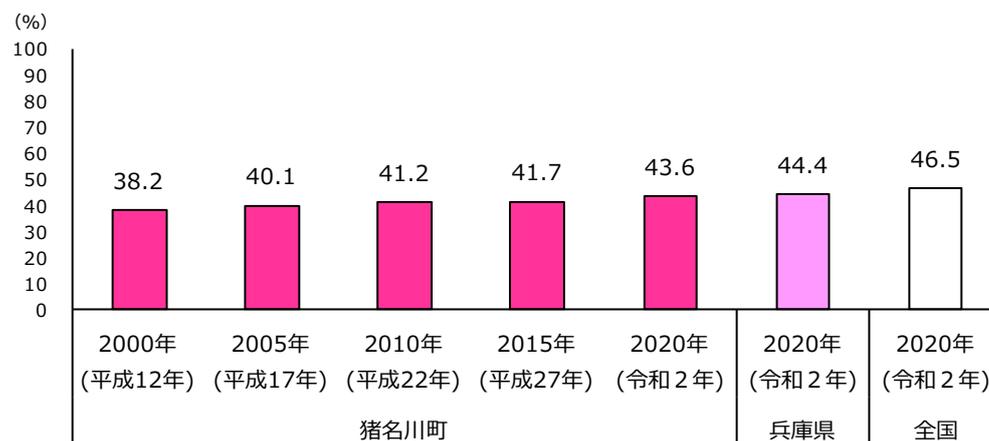
4. 就業状況

就業率の推移【男性】



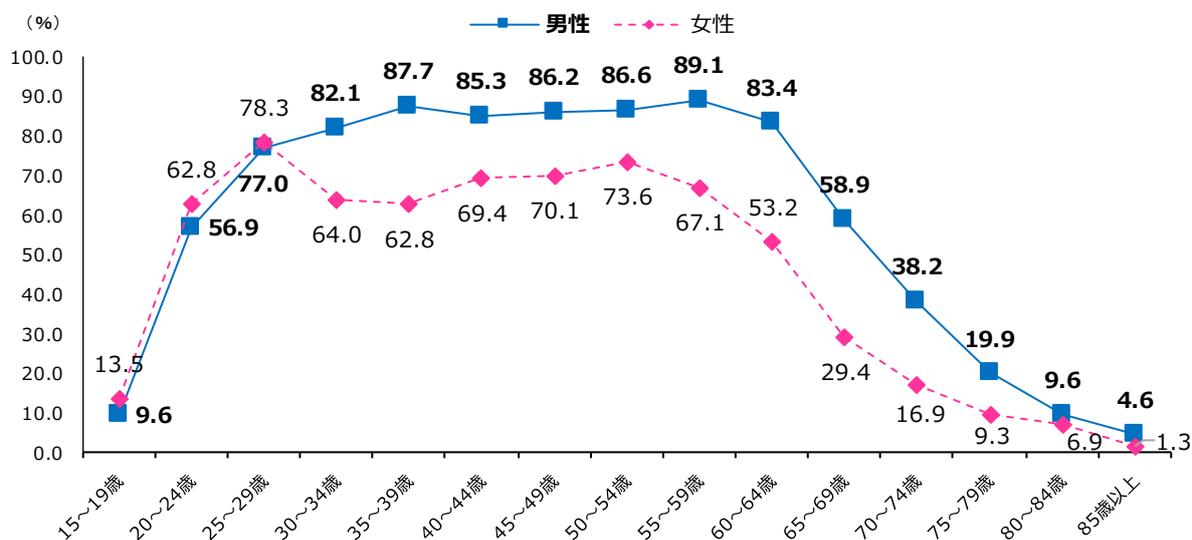
資料：総務省「国勢調査」

就業率の推移【女性】



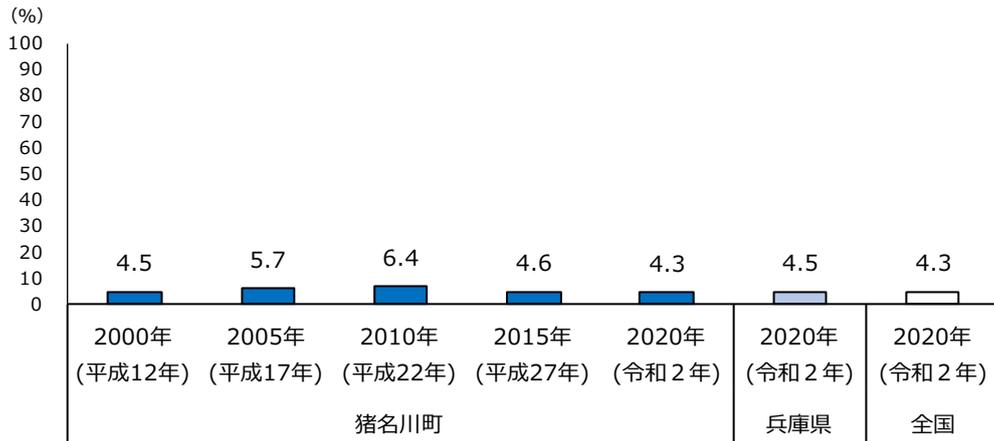
資料：総務省「国勢調査」

年齢別就業率【2020年（令和2年）】



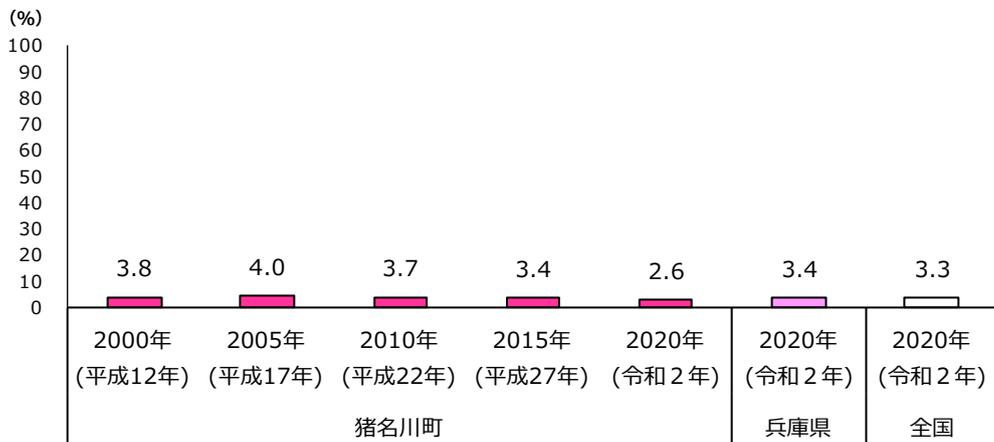
資料：総務省「国勢調査」

完全失業率の推移【男性】



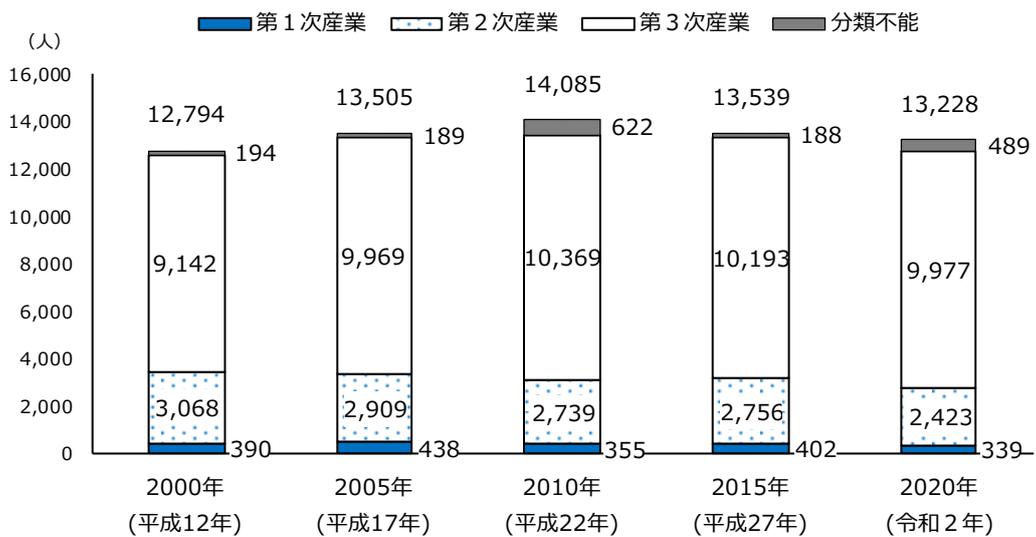
資料：総務省「国勢調査」

完全失業率の推移【女性】



資料：総務省「国勢調査」

産業別就業者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

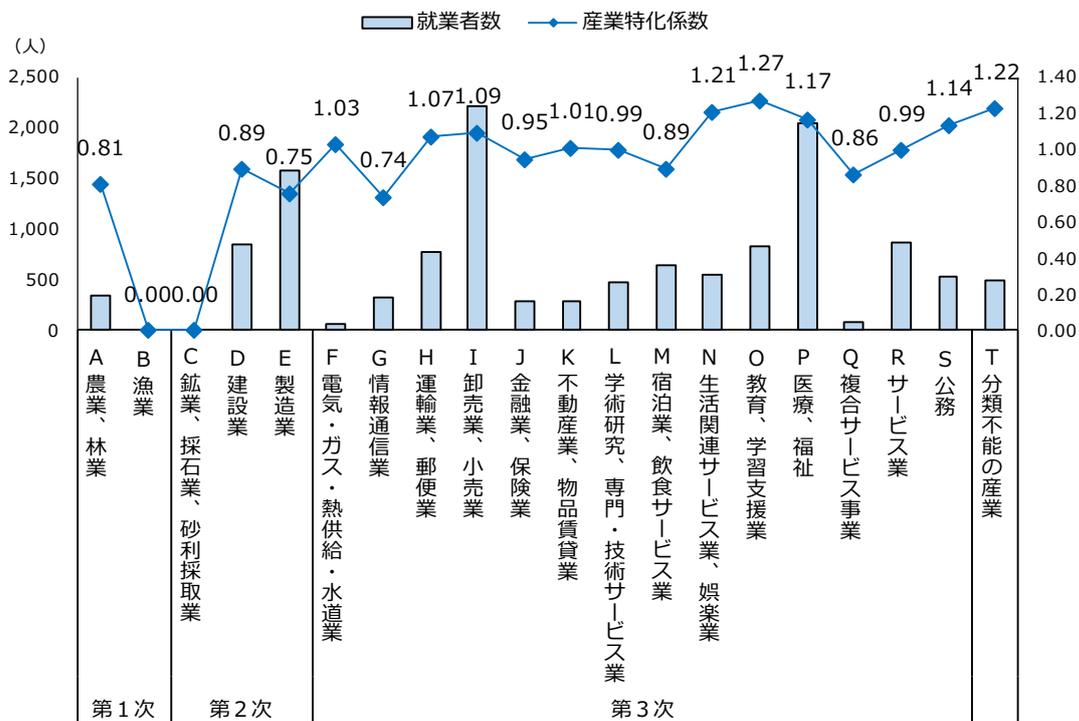
産業大分類別就業者数の推移

		2015年(平成27年)		2020年(令和2年)		伸び率※
		人数	構成比	人数	構成比	
総数		13,539	100.0	13,228	100.0	97.7
第1次産業	A 農業、林業	402	3.0	339	2.6	84.3
	B 漁業	-	-	-	-	-
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	D 建設業	902	6.7	854	6.5	94.7
	E 製造業	1,854	13.7	1,569	11.9	84.6
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	93	0.7	65	0.5	69.9
	G 情報通信業	341	2.5	332	2.5	97.4
	H 運輸業、郵便業	714	5.3	767	5.8	107.4
	I 卸売業、小売業	2,388	17.6	2,205	16.7	92.3
	J 金融業、保険業	368	2.7	295	2.2	80.2
	K 不動産業、物品賃貸業	313	2.3	290	2.2	92.7
	L 学術研究、専門・技術サービス業	445	3.3	480	3.6	107.9
	M 宿泊業、飲食サービス業	622	4.6	635	4.8	102.1
	N 生活関連サービス業、娯楽業	600	4.4	549	4.2	91.5
	O 教育、学習支援業	860	6.4	825	6.2	95.9
	P 医療、福祉	1,940	14.3	2,050	15.5	105.7
	Q 複合サービス事業	119	0.9	87	0.7	73.1
	R サービス業(他に分類されないもの)	752	5.6	867	6.6	115.3
	S 公務(他に分類されるものを除く)	638	4.7	530	4.0	83.1
T 分類不能の産業		188	1.4	489	3.7	260.1

資料：総務省「国勢調査」

※伸び率は、2015年(平成27年)から2020年(令和2年)の伸びを示しています。

産業大分類別就業者数と産業特化係数【2020年(令和2年)】

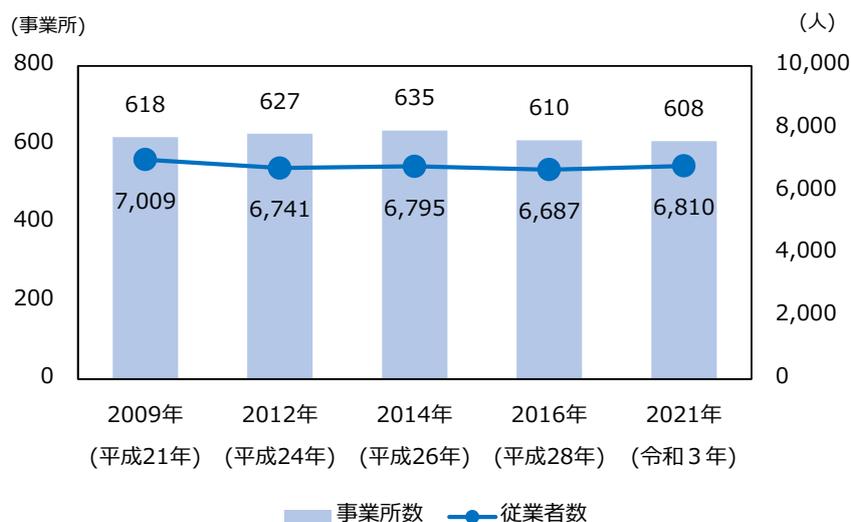


資料：総務省「国勢調査」

※特化係数とは、産業の業種構成など比較した係数で、特化係数が「1.00」を超えている産業は当該部門のウエイトが全国を上回っているということになります。

5. 事業所の状況

民営事業所数の推移



資料：2009年（平成21年）、2014年（平成26年）は総務省「経済センサス基礎調査」、2012年（平成24年）、2016年（平成28年）、2021年（令和3年）は総務省「経済センサス活動調査」

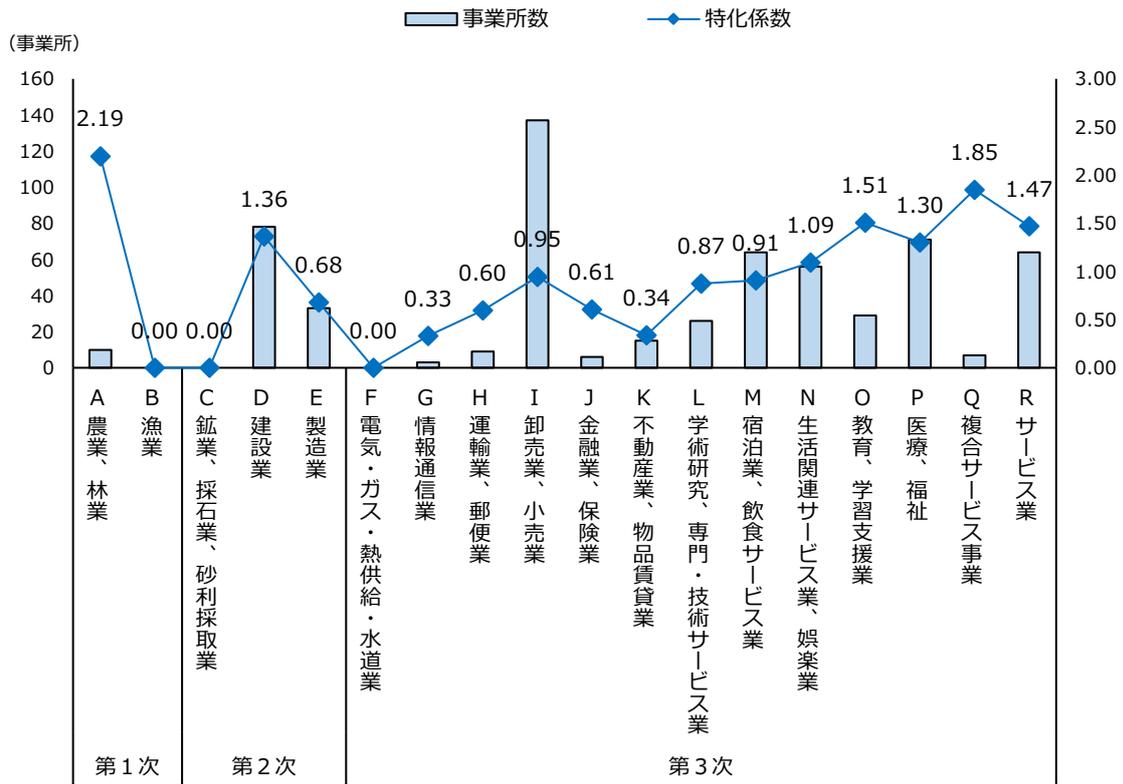
産業大分類別民営事業所数の推移

		2016年(平成28年)		2021年(令和3年)		伸び率※
		事業所数	構成比	事業所数	構成比	
全産業		610	100.0	608	100.0	99.7
第1次産業	A 農業、林業	7	1.1	10	1.6	142.9
	B 漁業	2	0.3	-	-	-
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
	D 建設業	80	13.1	78	12.8	97.5
	E 製造業	29	4.8	33	5.4	113.8
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.2	-	-	-
	G 情報通信業	4	0.7	3	0.5	75.0
	H 運輸業、郵便業	6	1.0	9	1.5	150.0
	I 卸売業、小売業	160	26.2	137	22.5	85.6
	J 金融業、保険業	10	1.6	6	1.0	60.0
	K 不動産業、物品賃貸業	9	1.5	15	2.5	166.7
	L 学術研究、専門・技術サービス業	25	4.1	26	4.3	104.0
	M 宿泊業、飲食サービス業	64	10.5	64	10.5	100.0
	N 生活関連サービス業、娯楽業	60	9.8	56	9.2	93.3
	O 教育、学習支援業	35	5.7	29	4.8	82.9
	P 医療、福祉	58	9.5	71	11.7	122.4
Q 複合サービス事業	7	1.1	7	1.2	100.0	
R サービス業(他に分類されないもの)	53	8.7	64	10.5	120.8	

資料：総務省「経済センサス活動調査」

※伸び率は、2016年（平成28年）から2021年（令和3年）の伸びを示しています。

産業大分類別事業所数と産業特化係数【2021年（令和3年）】



資料：総務省「経済センサス活動調査」

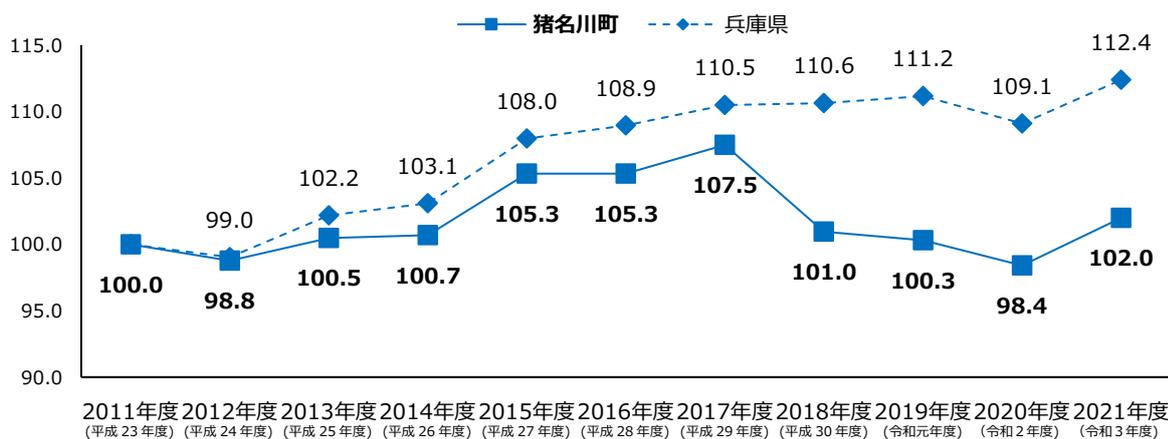
6. 経済

町内総生産（名目）の推移



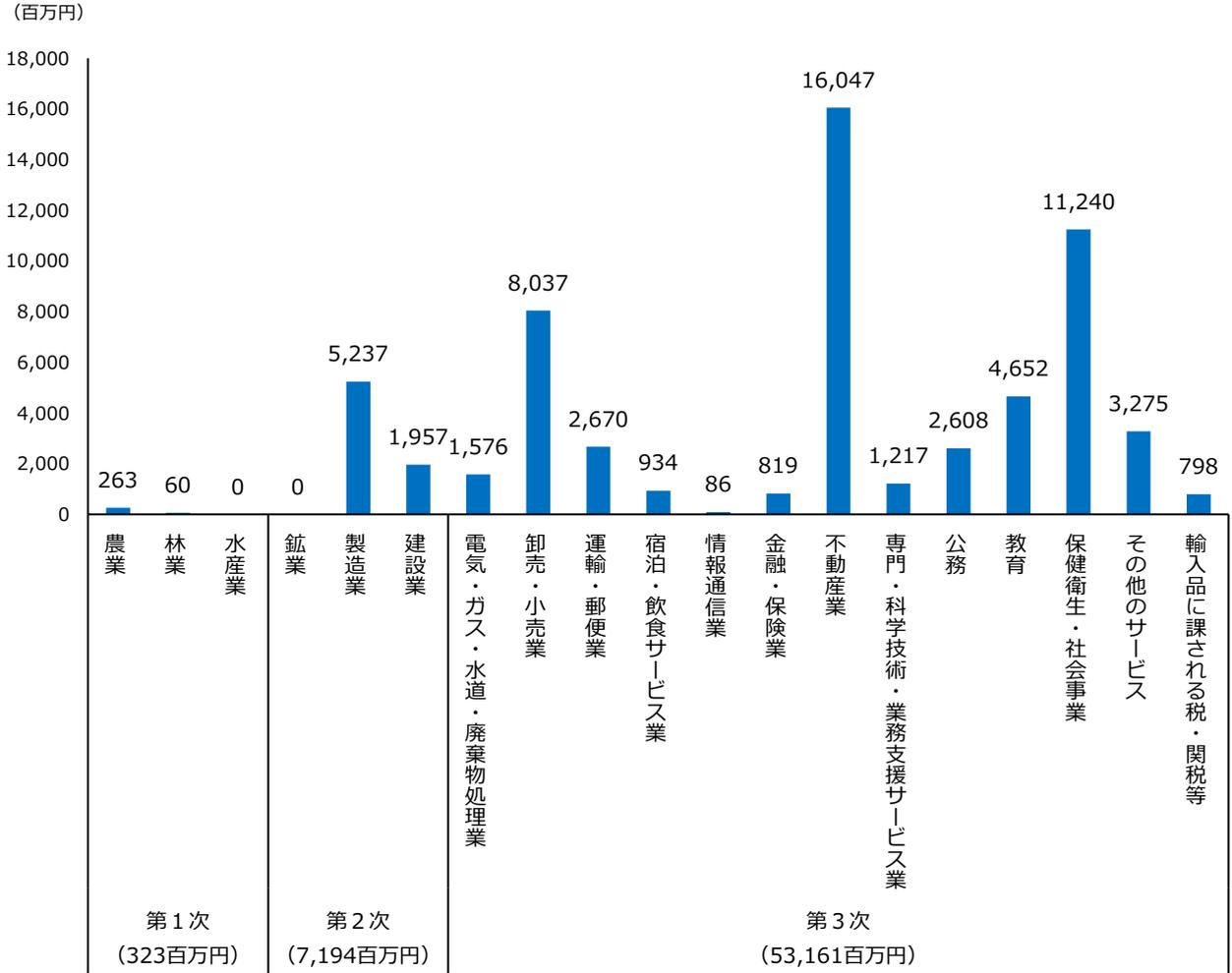
資料：兵庫県「令和3年度市町民経済計算」

町内総生産（名目） 2011年度（平成23年度）を基準（=100）とした増加率の推移



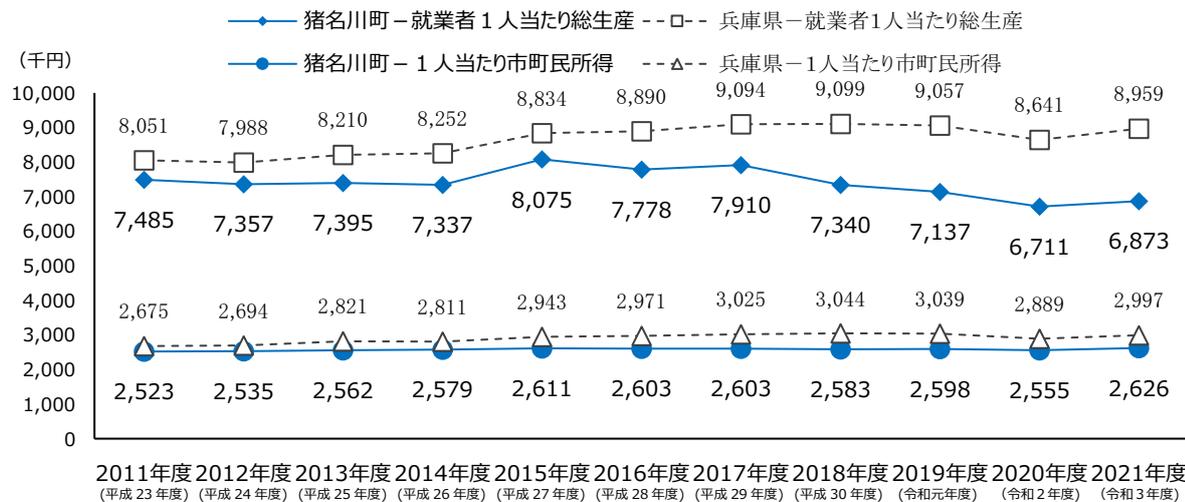
資料：兵庫県「令和3年度市町民経済計算」

産業別町内総生産【名目 2021年度（令和3年度）】



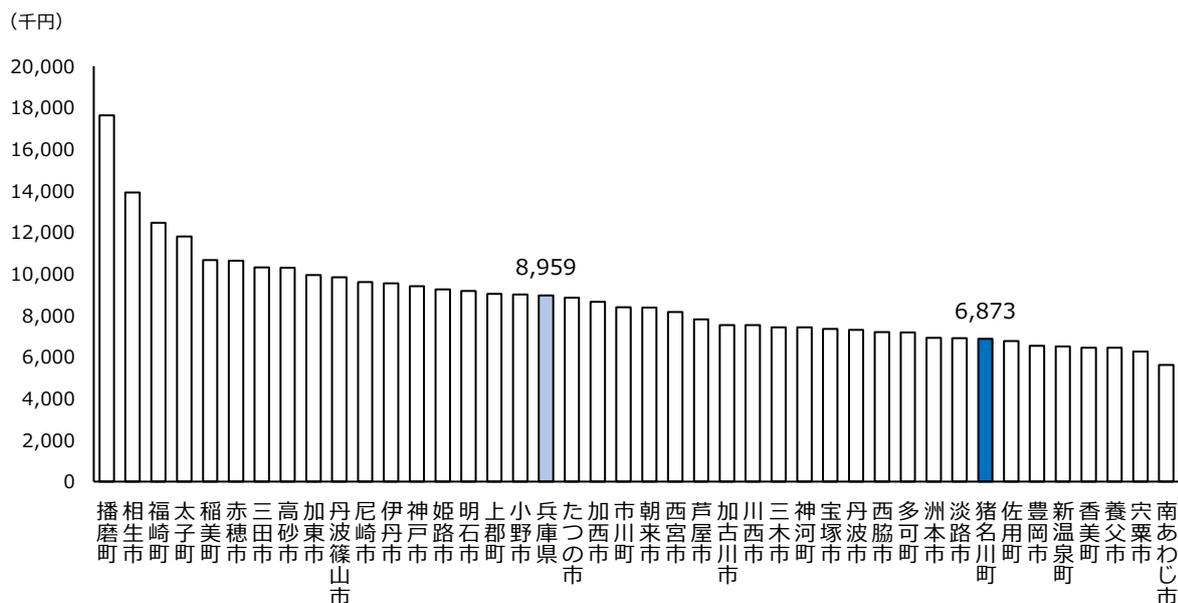
資料：兵庫県「令和3年度市町民経済計算」

就業者1人当たり総生産と1人当たり市町民所得の推移



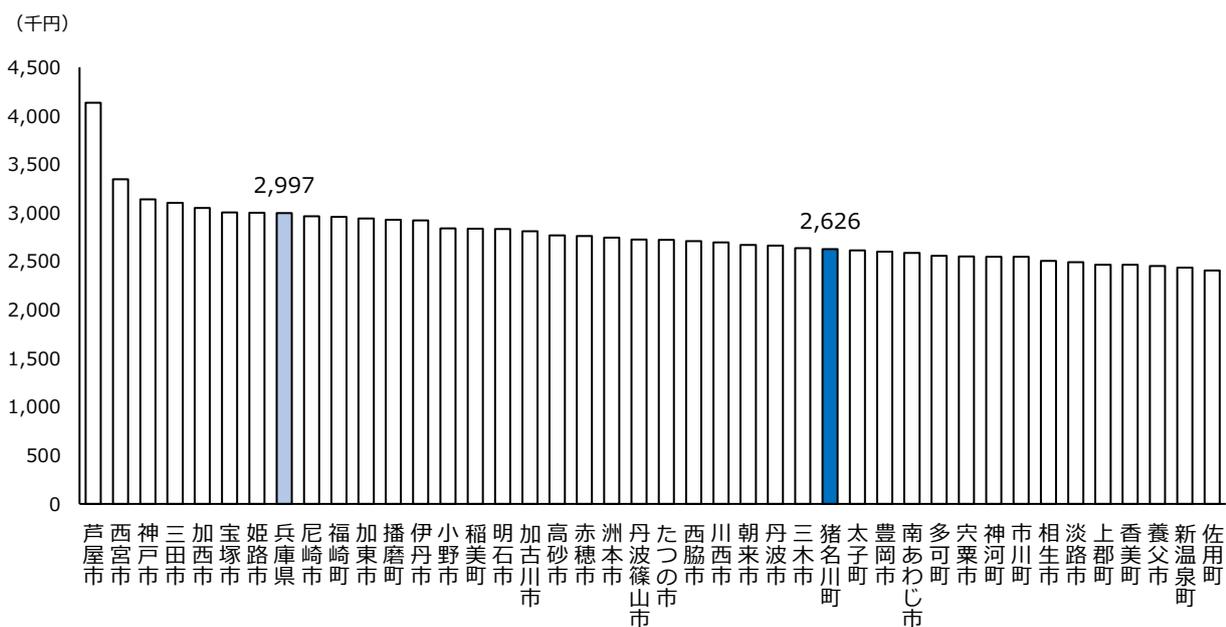
資料：兵庫県「令和3年度市町民経済計算」

市町別就業者 1 人当たり総生産【2021 年度（令和 3 年度）】



資料：兵庫県「令和3年度市町民経済計算」

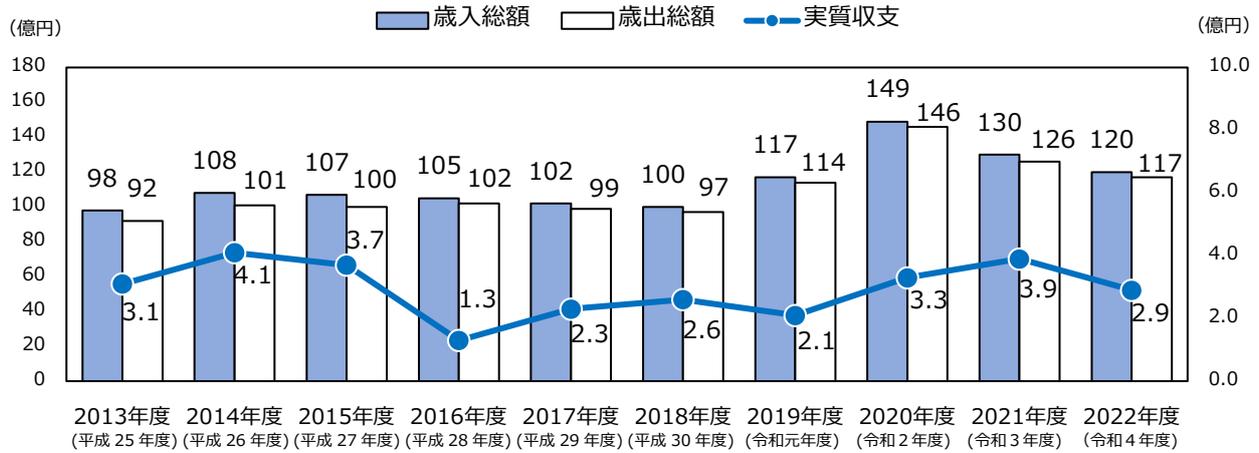
市町別 1 人当たり市町民所得【2021 年度（令和 3 年度）】



資料：兵庫県「令和3年度市町民経済計算」

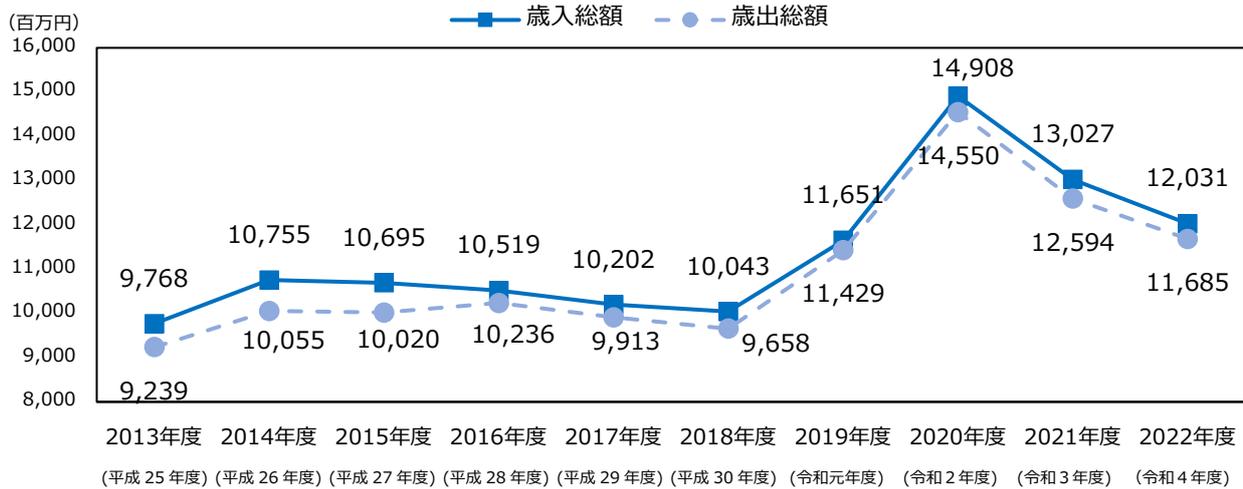
7. 財政

歳入歳出決算額及び実質収支の推移



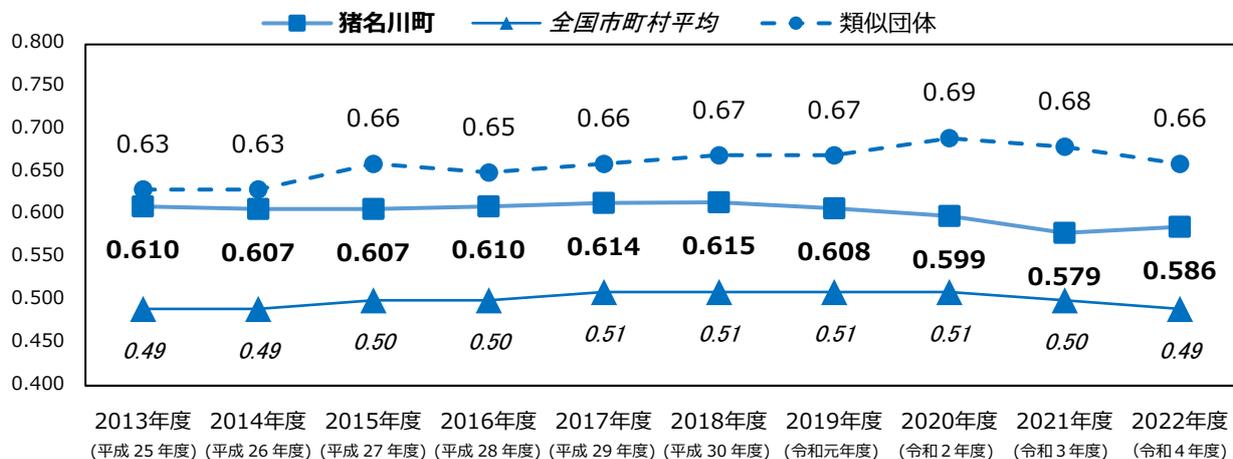
資料：猪名川町一般会計決算説明資料

歳入歳出決算額の推移



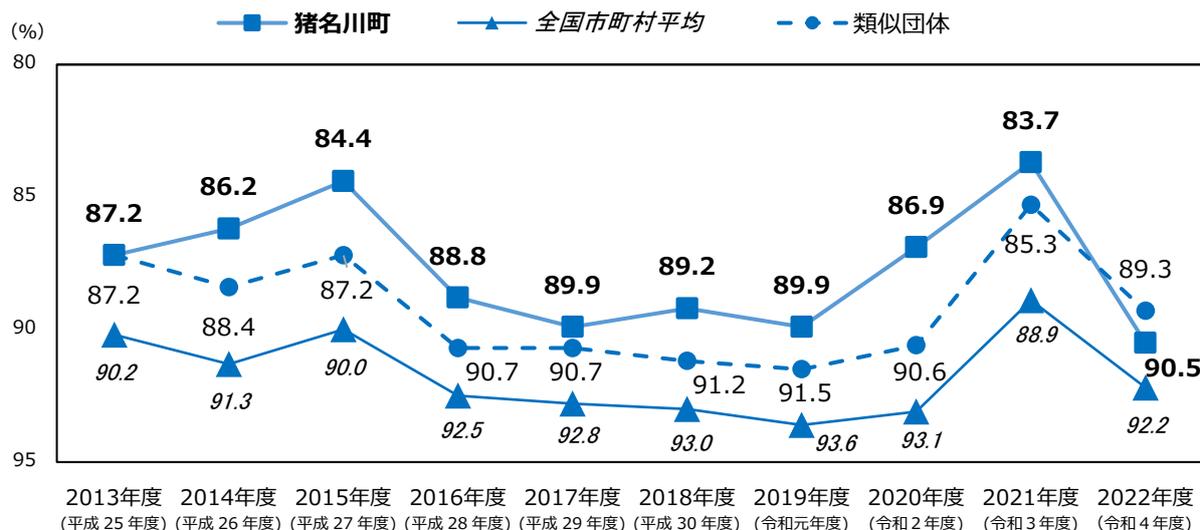
資料：猪名川町一般会計決算説明資料

財政力指数



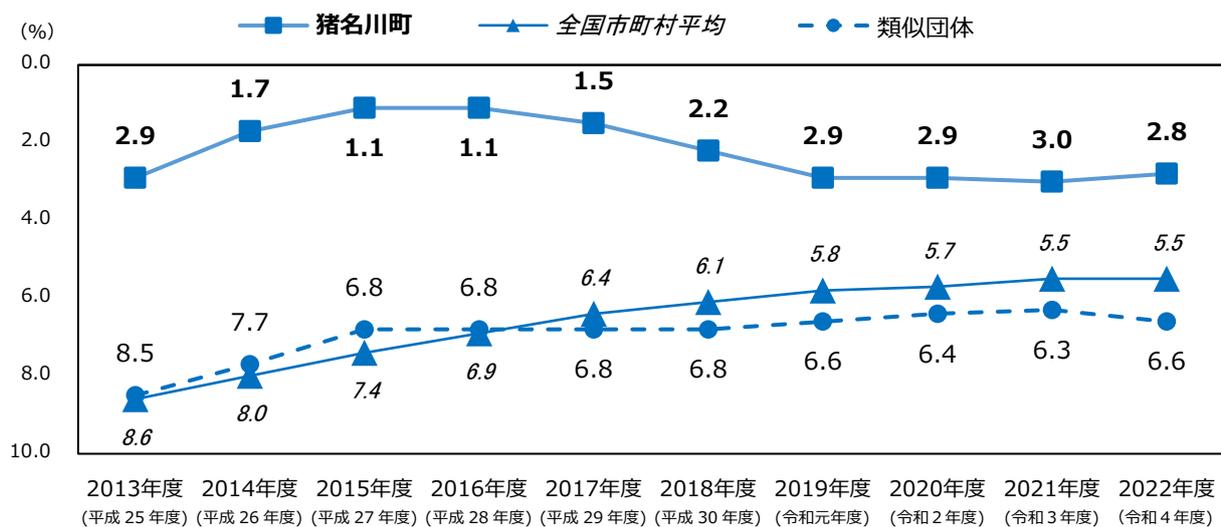
資料：猪名川町「一般会計決算説明資料」、総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

経常収支比率



資料：猪名川町「一般会計決算説明資料」、総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

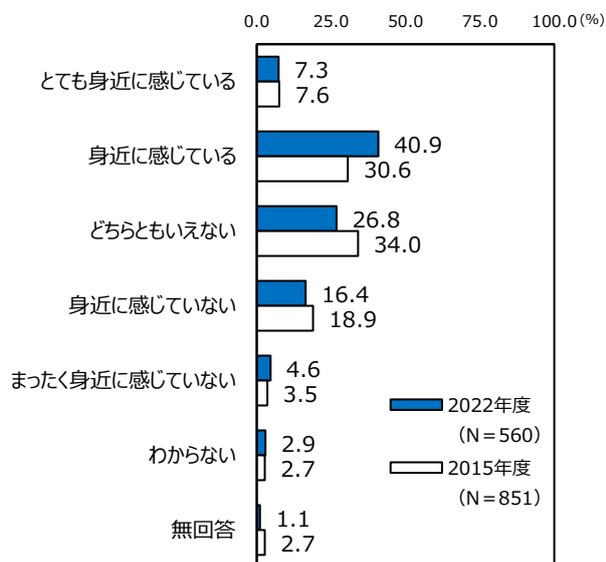
実質公債費率



資料：猪名川町「一般会計決算説明資料」、総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

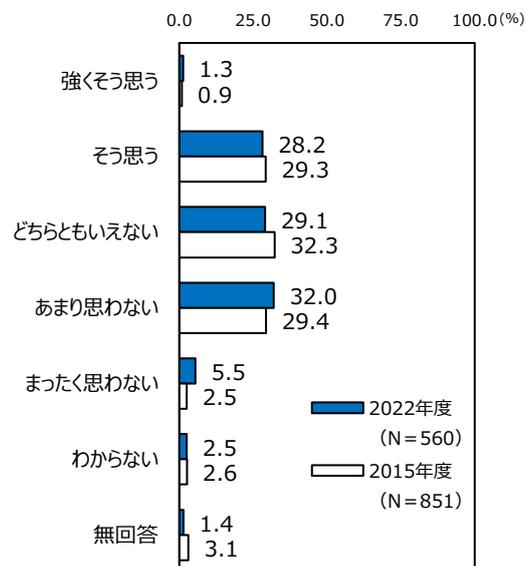
8. その他関連データ

1) 人権への感じ方



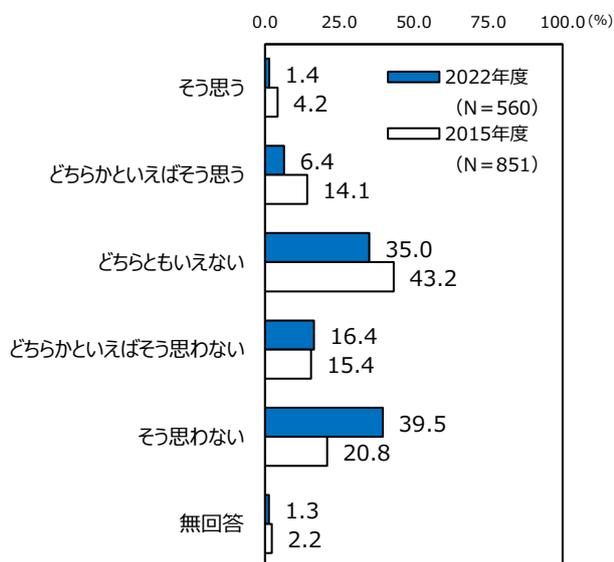
資料：人権についての猪名川町住民意識調査
(2022年(令和4年))

2) 人権が尊重されている社会と思うか



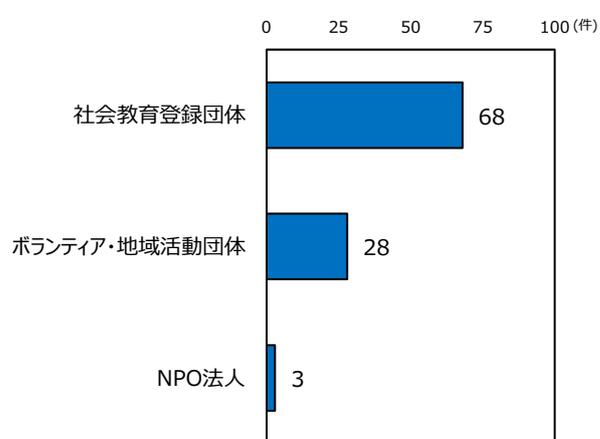
資料：人権についての猪名川町住民意識調査
(2022年(令和4年))

3) 性別役割分担意識



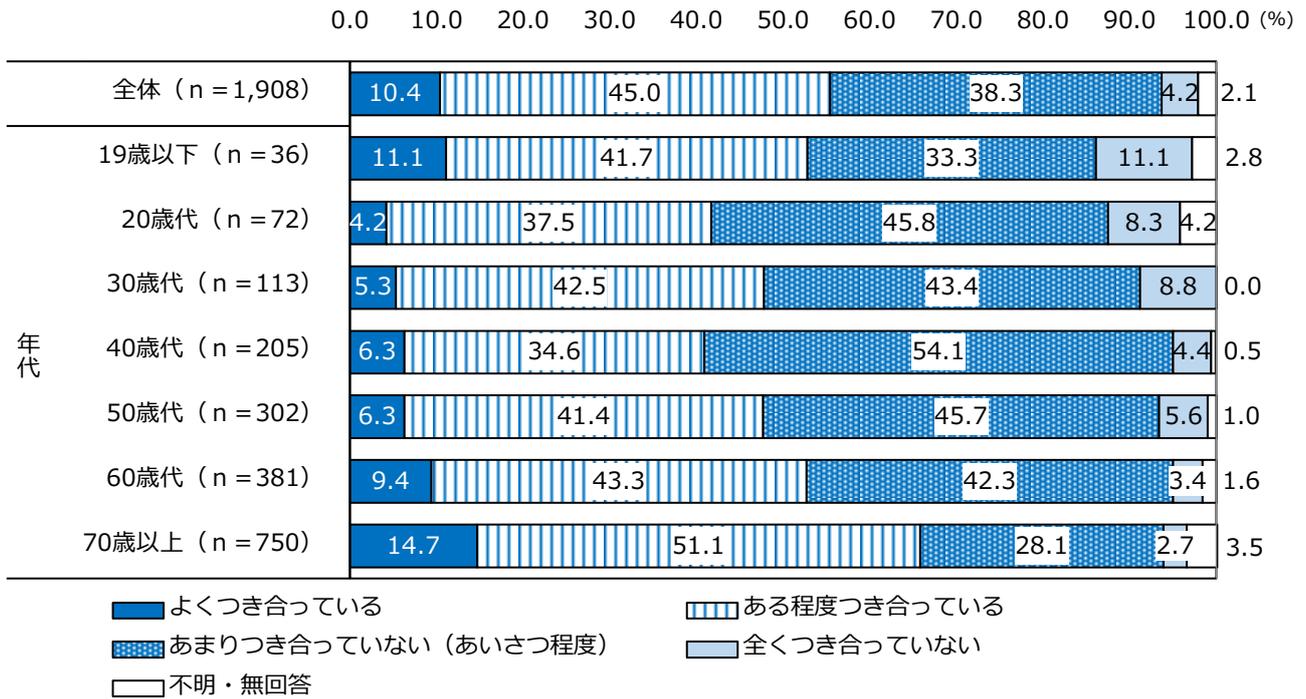
資料：人権についての猪名川町住民意識調査
(2022年(令和4年))

4) 地域活動団体

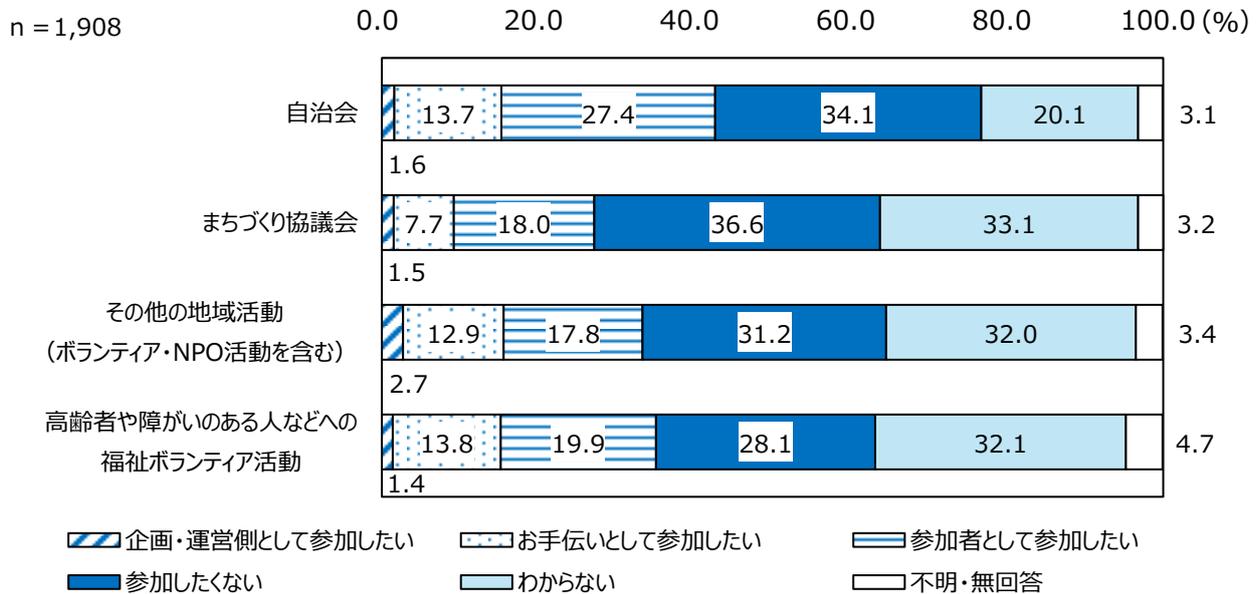


資料：猪名川町

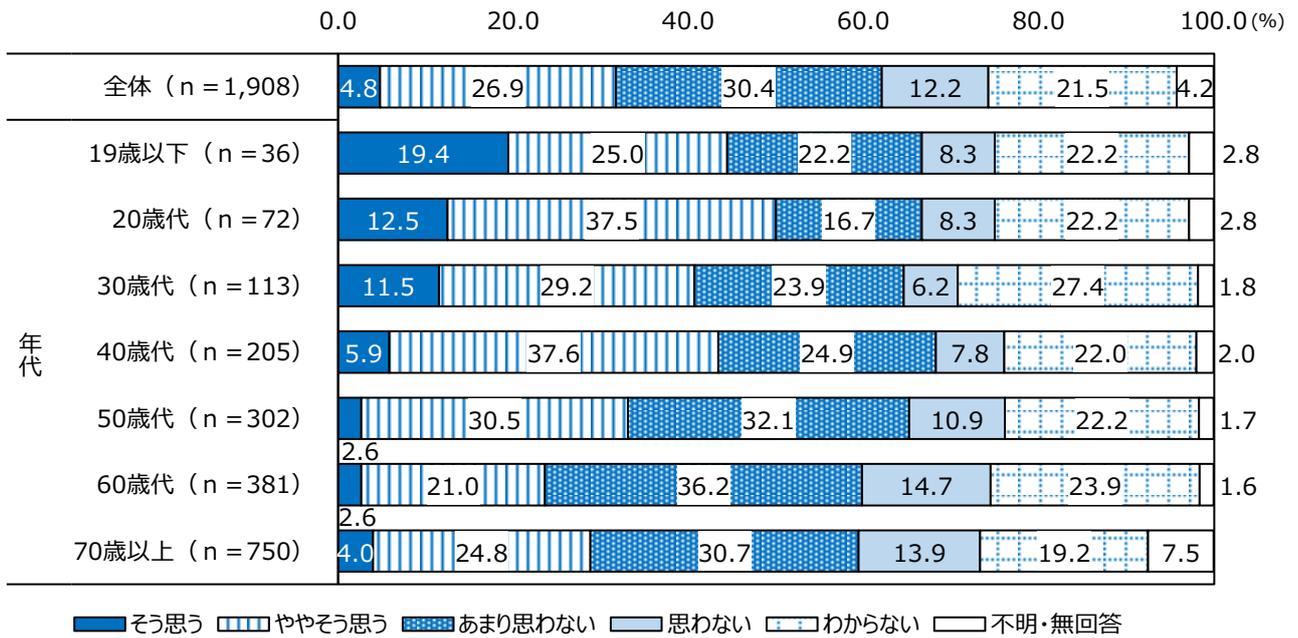
5) 近所づきあいの状況



6) 地域活動の参加意向

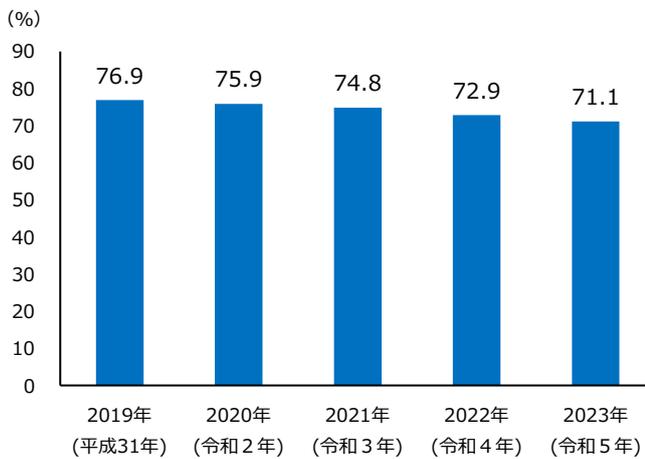


7) 「高齢者が生涯現役で活躍できる」と思う人



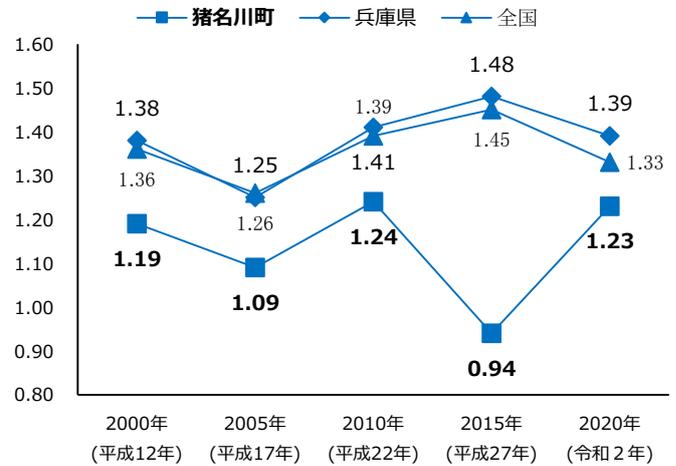
資料：まちづくりアンケート調査

8) 自治会加入率



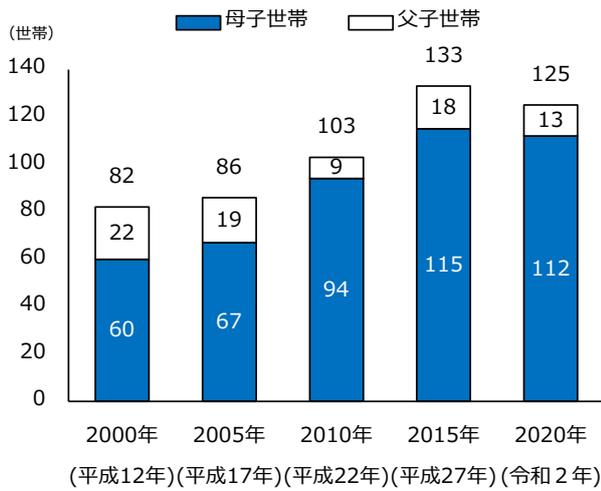
資料：猪名川町 (各年3月末現在)

9) 合計特殊出生率



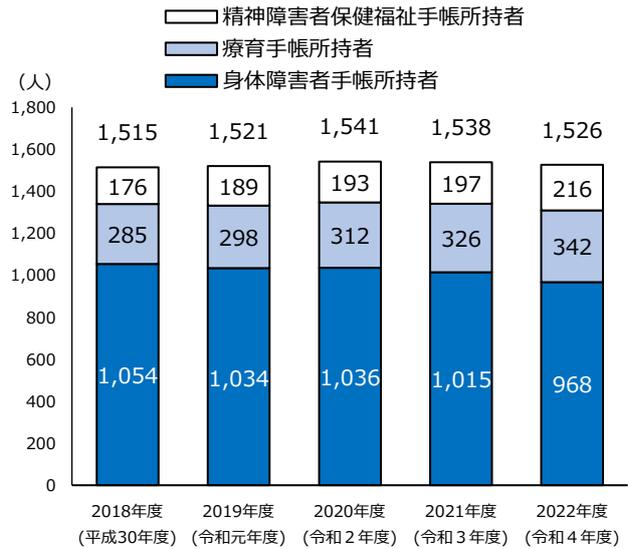
資料：兵庫県「保健統計年報」

10) ひとり親世帯



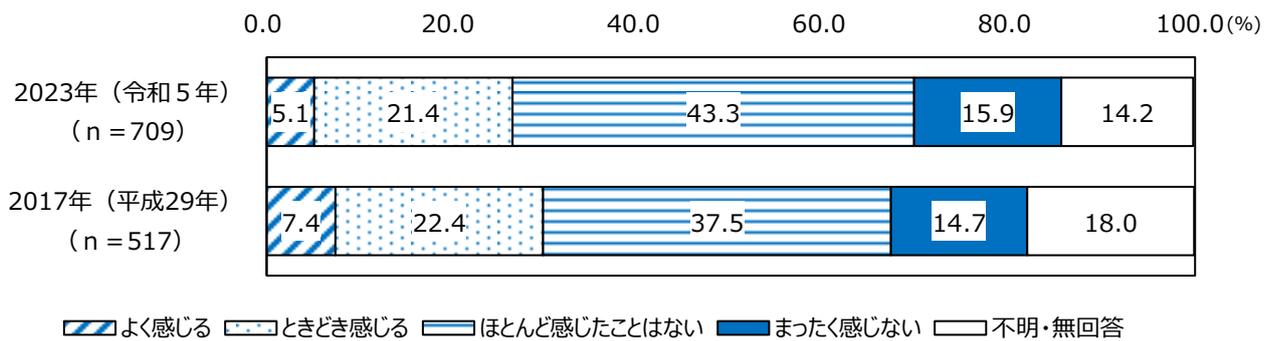
資料：総務省「国勢調査」

11) 障がい者手帳所持者



資料：猪名川町（各年度3月末現在）

12) 差別や偏見、疎外感を感じた経験（障がいのある人の回答）



資料：猪名川町「障がい者（児）福祉計画策定に係るアンケート調査」（2023年（令和5年））

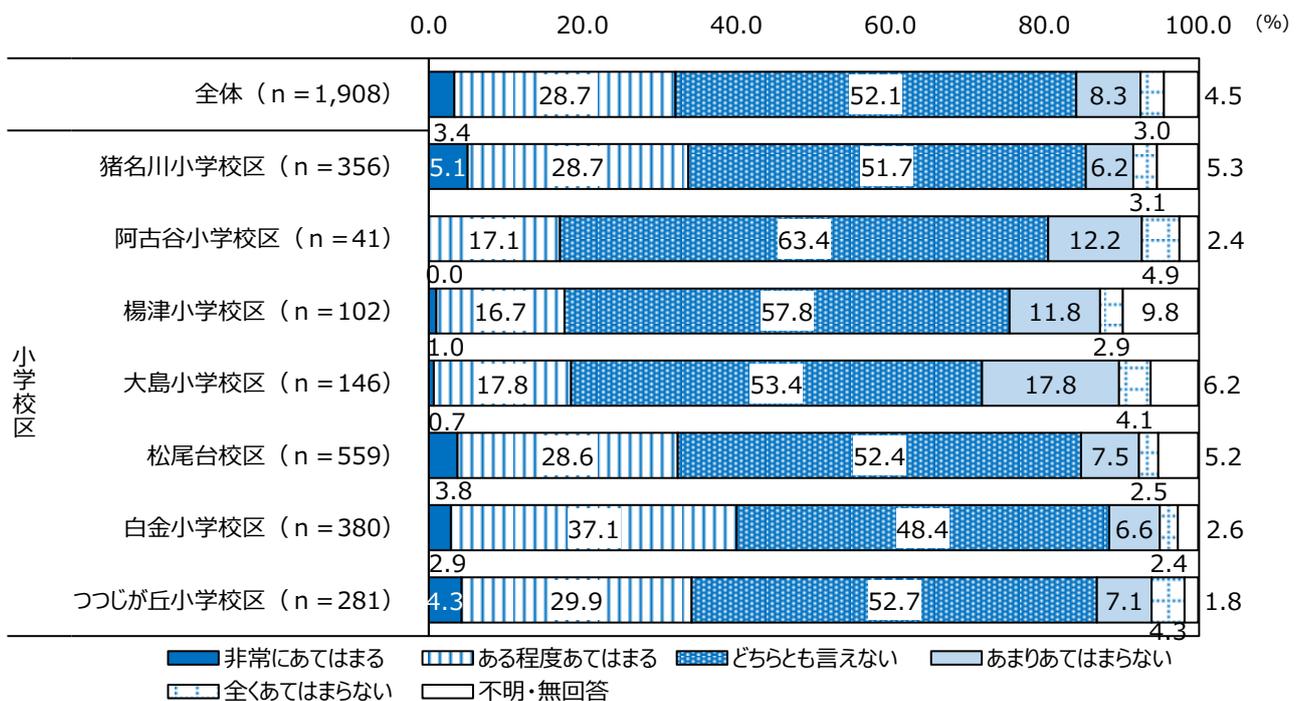
13) 特定健康診査・がん検診の受診率

単位：％

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
特定健康診査	猪名川町	45.0 (県下4位)	42.4 (県下8位)	41.2 (県下7位)	43.3 (県下5位)	45.8 (県下5位)
	兵庫県	35.1	34.1	30.9	33.0	34.2
肺がん	猪名川町	46.1 (県下2位)	43.8 (県下3位)	44.4 (県下2位)	46.4 (県下3位)	47.0 (県下3位)
	兵庫県	13.3	12.8	10.9	12.5	12.9
大腸がん	猪名川町	41.8 (県下1位)	39.8 (県下1位)	41.0 (県下1位)	43.5 (県下1位)	43.5 (県下1位)
	兵庫県	16.8	16.5	14.7	16.0	16.2
胃がん	猪名川町	24.9 (県下1位)	25.0 (県下1位)	24.3 (県下1位)	24.4 (県下1位)	26.1 (県下1位)
	兵庫県	7.8	7.7	7.0	7.0	7.5
子宮頸がん	猪名川町	35.0 (県下1位)	34.3 (県下1位)	33.4 (県下1位)	36.8 (県下1位)	37.7 (県下1位)
	兵庫県	15.3	15.5	14.9	16.5	17.5
乳がん	猪名川町	35.5 (県下1位)	33.8 (県下2位)	33.6 (県下1位)	36.1 (県下1位)	36.9 (県下2位)
	兵庫県	17.7	17.9	16.8	17.8	19.1

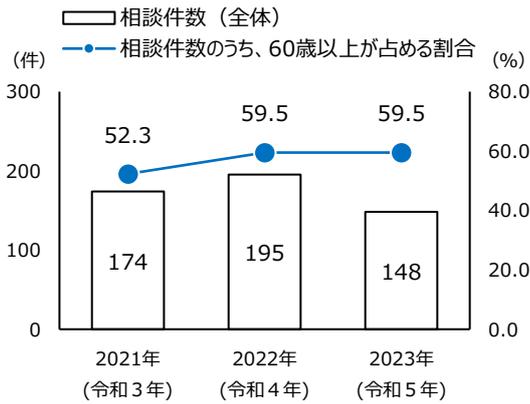
資料：特定健康診査は「特定健診・保健指導法定報告値」、がん検診は兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課

14) 住んでいる地域は防災対策がしっかりしていると思うか



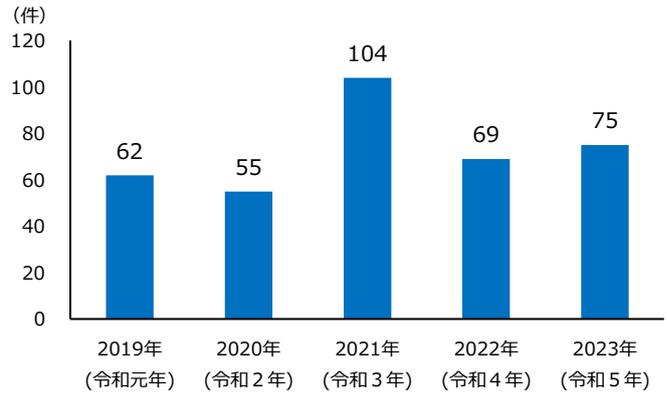
資料：まちづくりアンケート調査

15) 消費生活センター相談件数等



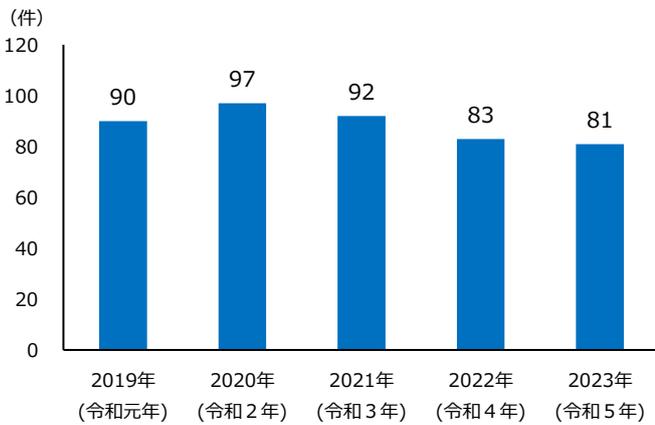
資料：猪名川町

16) 交通事故発生件数



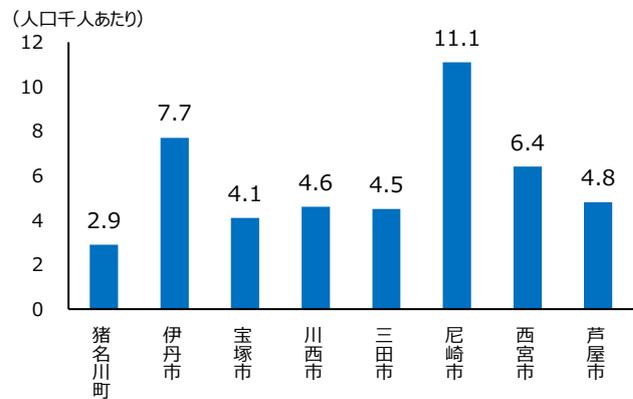
資料：兵庫県警察本部「交通事故統計」

17) 刑法犯認知件数の推移



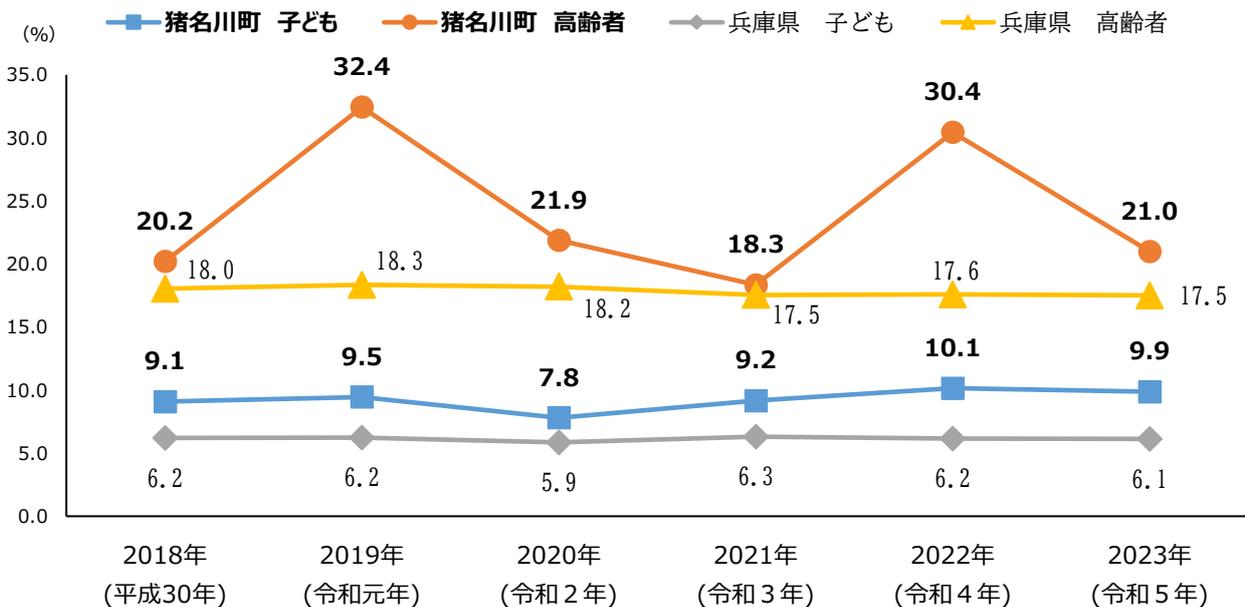
資料：兵庫県警察本部「犯罪統計書」

18) 人口あたりの刑法犯認知件数 【2023年 (令和5年)】



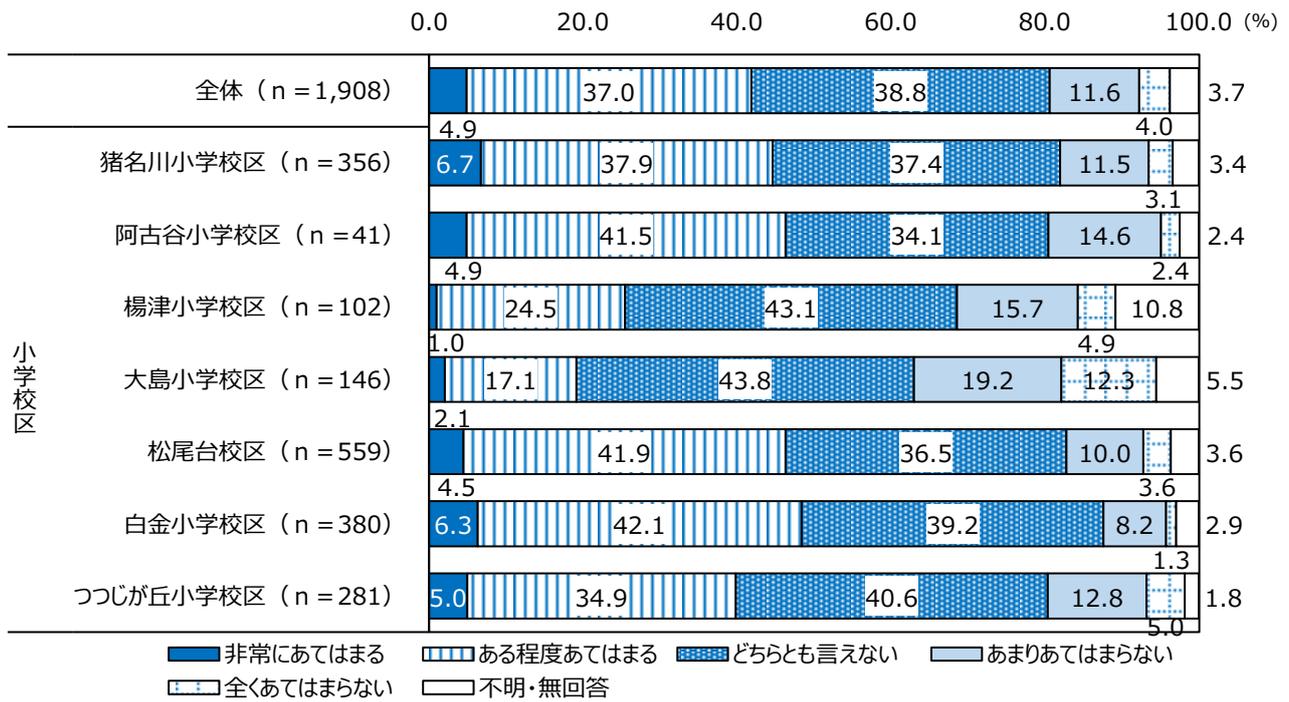
資料：兵庫県警察本部「犯罪統計書」及び兵庫県推計人口より算出

19) 交通事故による死傷者数に占める割合 (子ども・高齢者)



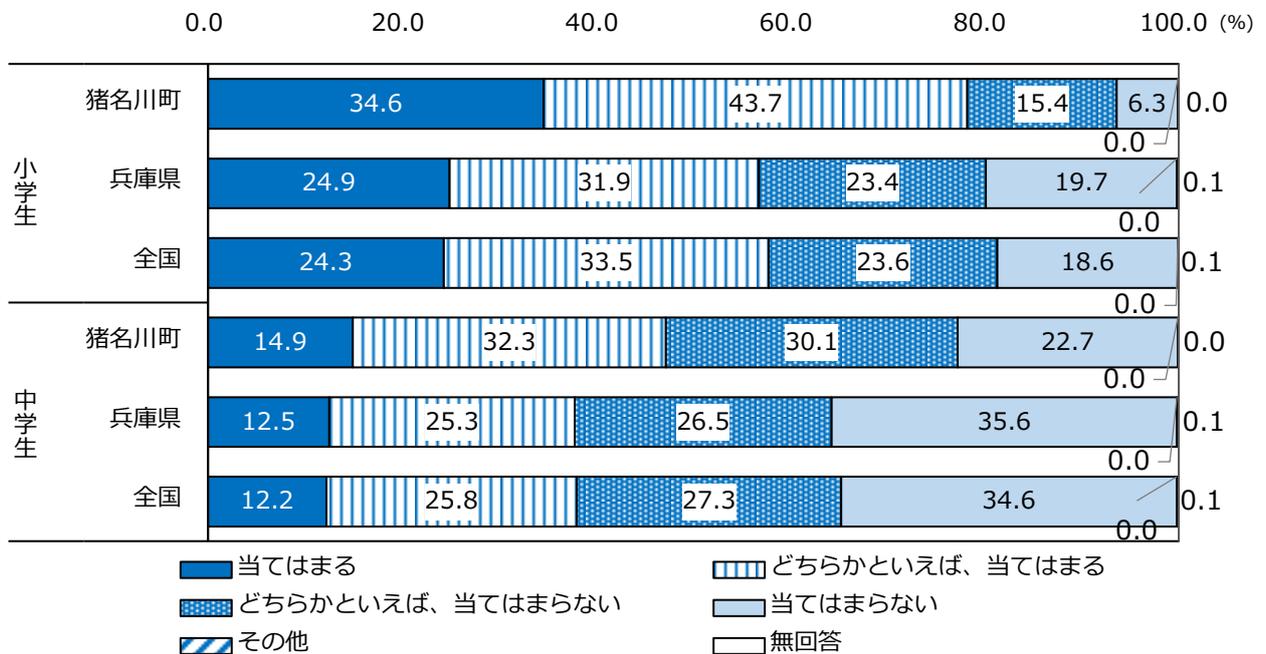
資料：兵庫県警察本部「交通事故統計」

20) 暮らしている地域は防犯対策が整っており、治安がよいと思う



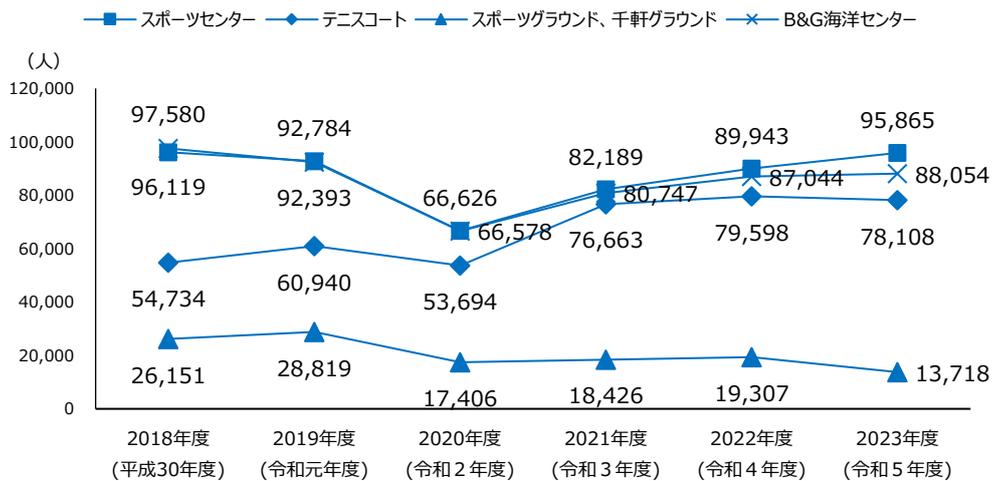
資料：まちづくりアンケート調査

21) 小中学生の地域行事への参加状況



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(2023年度(令和5年度))

22) スポーツ・レクリエーション施設の利用状況



資料：猪名川町

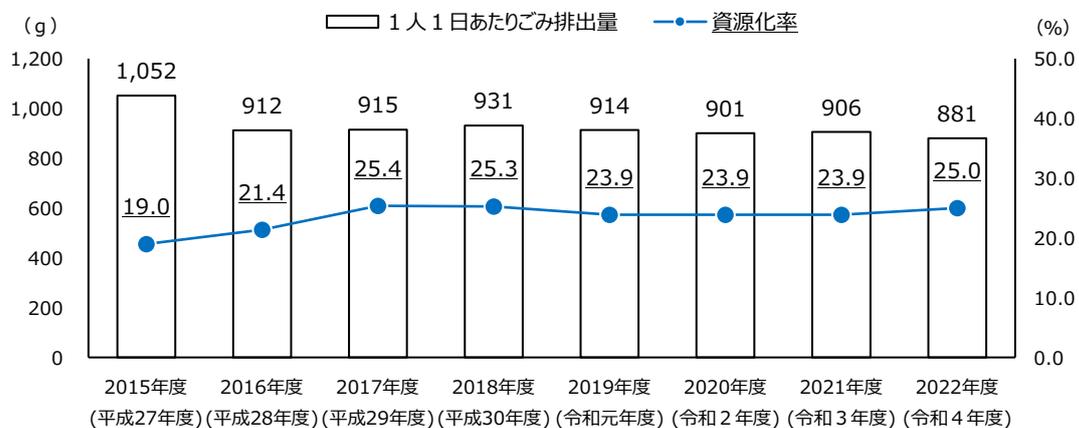
23) 暮らしている地域は身近に自然を感じることができる

単位：%

		(n)	非常にあてはまる	ある程度あてはまる	どちらとも言えない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない	不明・無回答
全体		1,908	31.5	54.5	7.9	1.9	1.0	3.2
小学校区	猪名川小学校区	356	29.2	53.4	9.0	3.4	1.4	3.7
	阿古谷小学校区	41	39.0	51.2	2.4	4.9	0.0	2.4
	楊津小学校区	102	38.2	44.1	6.9	0.0	2.0	8.8
	大島小学校区	146	33.6	46.6	10.3	2.1	2.1	5.5
	松尾台校区	559	29.7	57.8	6.8	1.6	0.5	3.6
	白金小学校区	380	34.2	56.1	7.1	0.5	0.3	1.8
	つつじが丘小学校区	281	31.7	55.2	8.2	2.5	1.8	0.7

資料：まちづくりアンケート調査

24) 1人1日あたりごみ排出量及び資源化率



資料：猪名川町

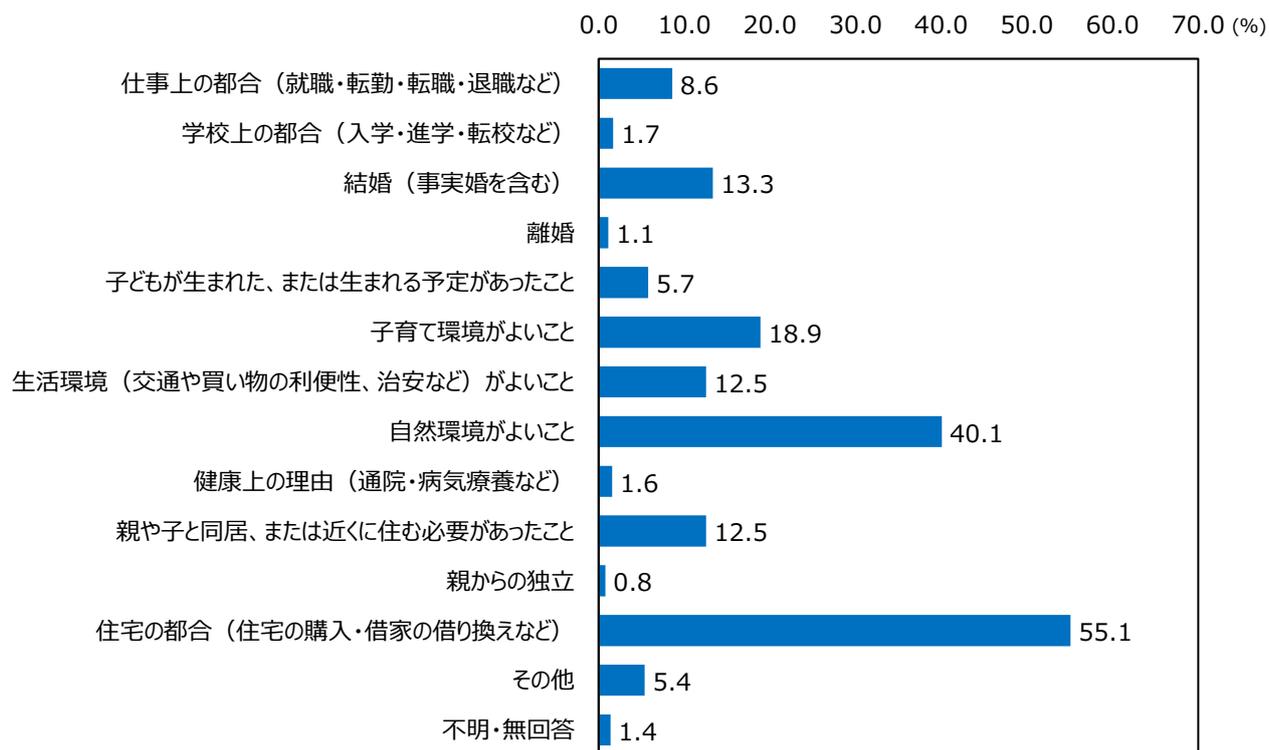
25) 猪名川町への愛着

単位：%

		(n)	好き	どちらかという と好き	どちらかという と嫌い	嫌い	どちらとも 言えない	不明・無 回答
全体		1,908	35.6	40.2	2.2	1.2	19.0	1.8
年代	19歳以下	36	33.3	41.7	2.8	5.6	13.9	2.8
	20歳代	72	38.9	40.3	1.4	1.4	16.7	1.4
	30歳代	113	35.4	40.7	1.8	1.8	19.5	0.9
	40歳代	205	43.9	38.5	1.0	1.0	13.7	2.0
	50歳代	302	35.8	40.1	3.0	0.7	18.2	2.3
	60歳代	381	30.4	45.9	2.1	1.3	18.9	1.3
	70歳以上	750	35.7	38.5	2.3	0.9	20.5	2.0

資料：まちづくりアンケート調査

26) 猪名川町に転入してきた理由



資料：まちづくりアンケート調査

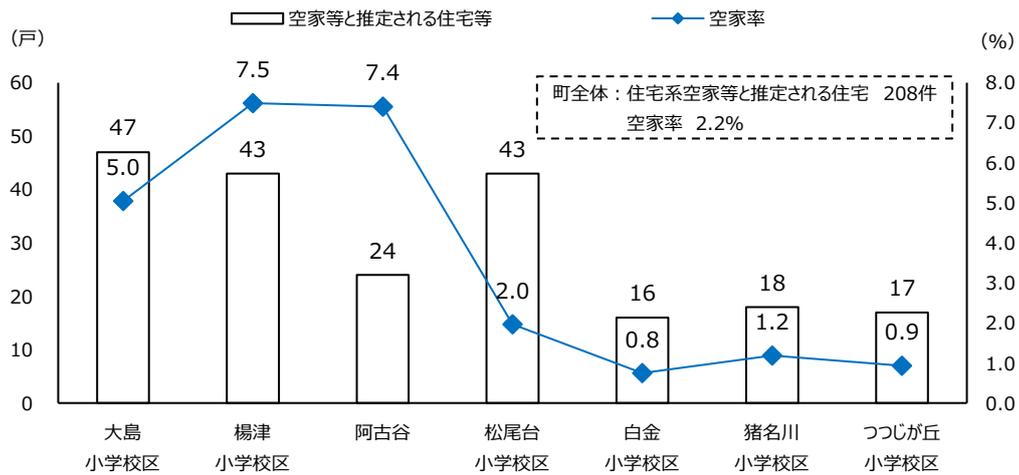
27) 公共交通の利用しやすさ

単位：％

		(n)	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	不明・無 回答
全体		1,908	9.8	20.5	22.6	24.8	18.9	3.4
小学校区	猪名川小学校区	356	9.3	21.9	23.0	27.2	15.2	3.4
	阿古谷小学校区	41	2.4	0.0	22.0	34.1	41.5	0.0
	楊津小学校区	102	2.0	2.0	8.8	32.4	45.1	9.8
	大島小学校区	146	0.7	0.7	11.6	21.2	62.3	3.4
	松尾台校区	559	21.5	31.3	24.5	15.0	4.8	2.9
	白金小学校区	380	3.7	22.1	24.5	31.8	15.5	2.4
	つつじが丘小学校区	281	5.0	15.3	27.4	30.2	18.5	3.6

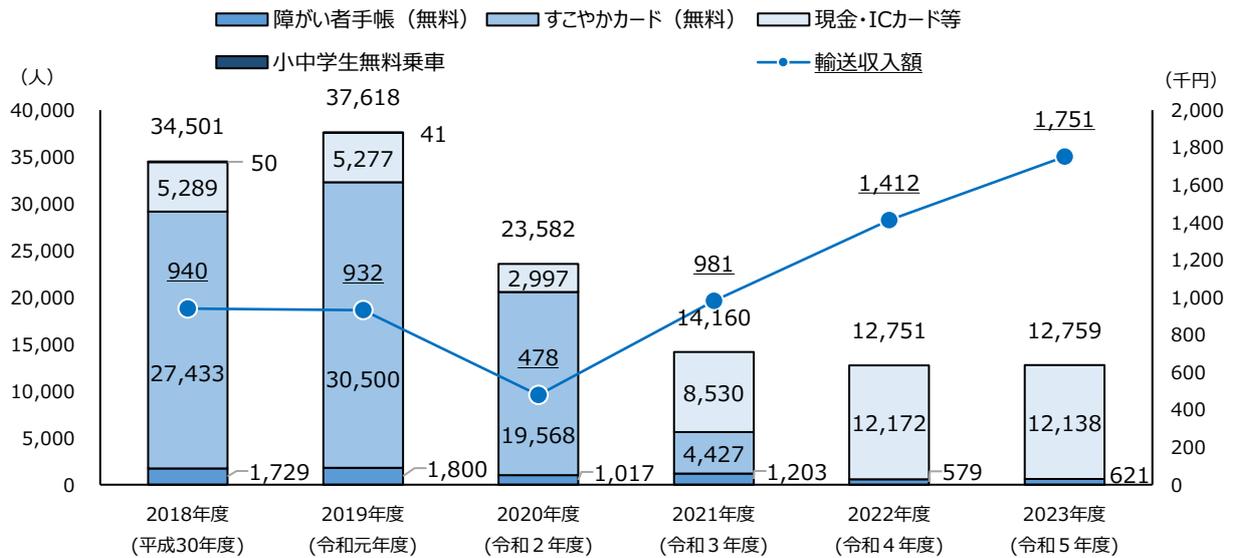
資料：まちづくりアンケート調査

28) 空家の状況



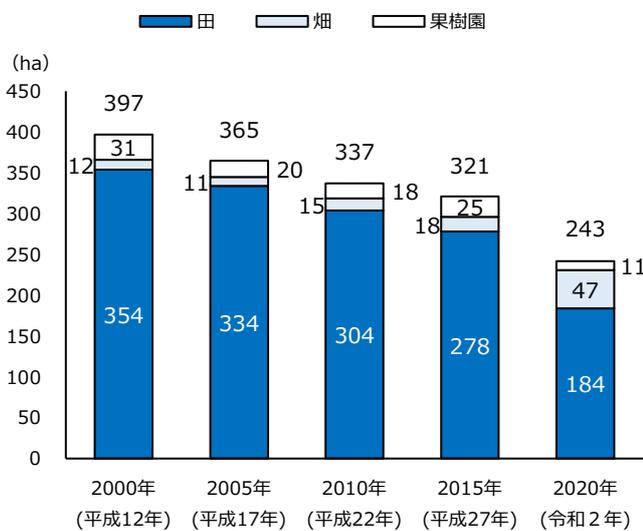
資料：猪名川町「空家所有者アンケート調査」(2021年(令和3年)2月)

29) コミュニティバス「ふれあいバス」運送収入額



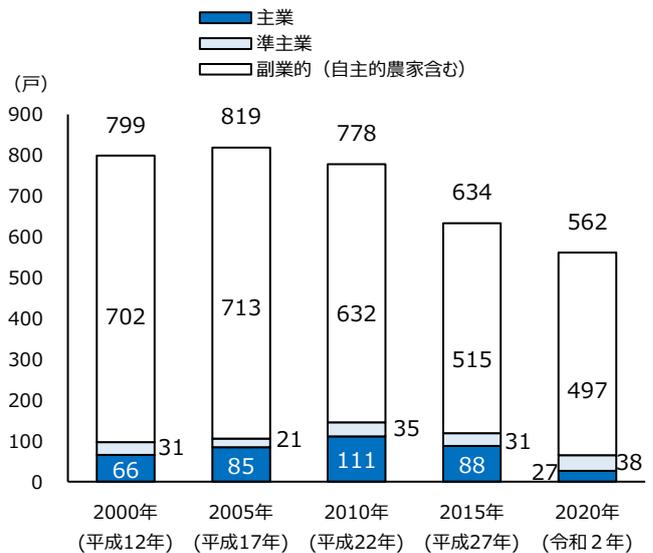
資料：猪名川町

30) 経営耕地面積



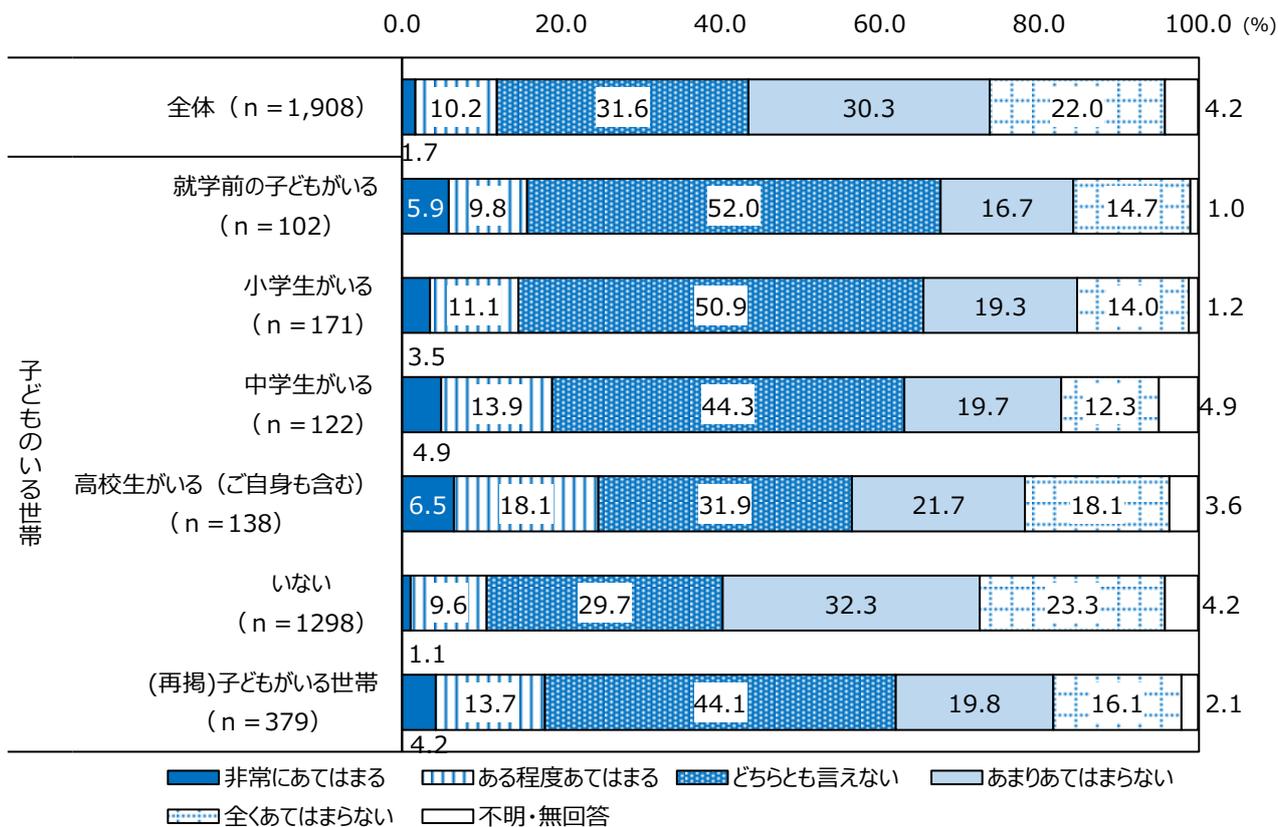
資料：2000年（平成12年）、2010年（平成22年）は農林水産省「世界農林業センサス」、2005年（平成17年）、2015年（平成27年）、2020年（令和2年）は農林水産省「農林業センサス」

31) 農家数の推移



資料：2000年（平成12年）、2010年（平成22年）は農林水産省「世界農林業センサス」、2005年（平成17年）、2015年（平成27年）、2020年（令和2年）は農林水産省「農林業センサス」

32) 農業体験活動への参加意向



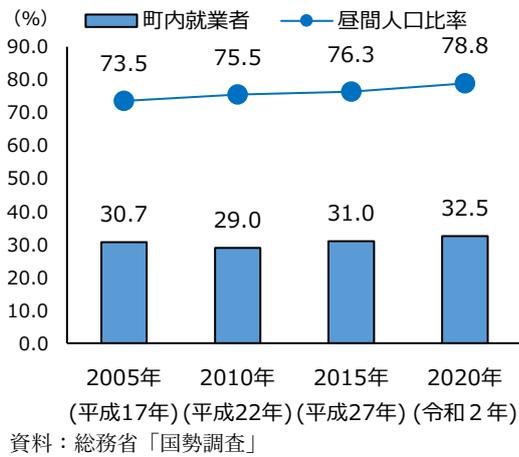
資料：まちづくりアンケート調査

33) 製造業の事業所数、従業員数、1事業所あたり従業員数

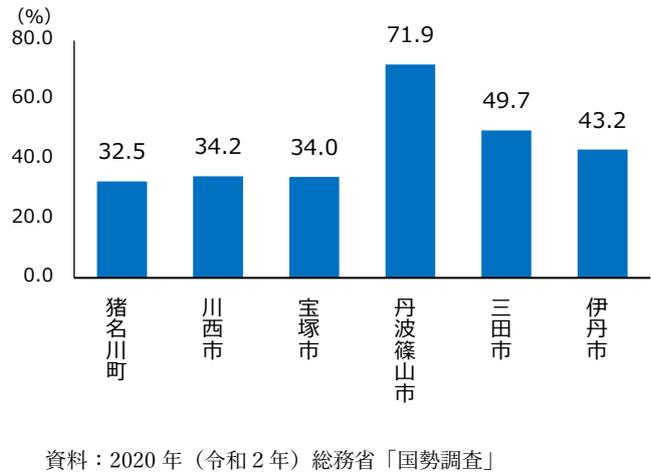
	2006年 (平成18年)	2009年 (平成21年)	2012年 (平成24年)	2014年 (平成26年)	2016年 (平成28年)	2021年 (令和3年)
事業所数	18	29	29	33	29	33
従業員数	824	510	515	459	467	496
1事業所あたり従業員数	45.8	17.6	17.8	13.9	16.1	15.0

資料：2006年（平成18年）は総務省「事業所・企業統計調査」、2009年（平成21年）、2014年（平成26年）は総務省「経済センサス基礎調査」、2012年（平成24年）、2016年（平成28年）、2021年（令和3年）は「経済センサス活動調査」

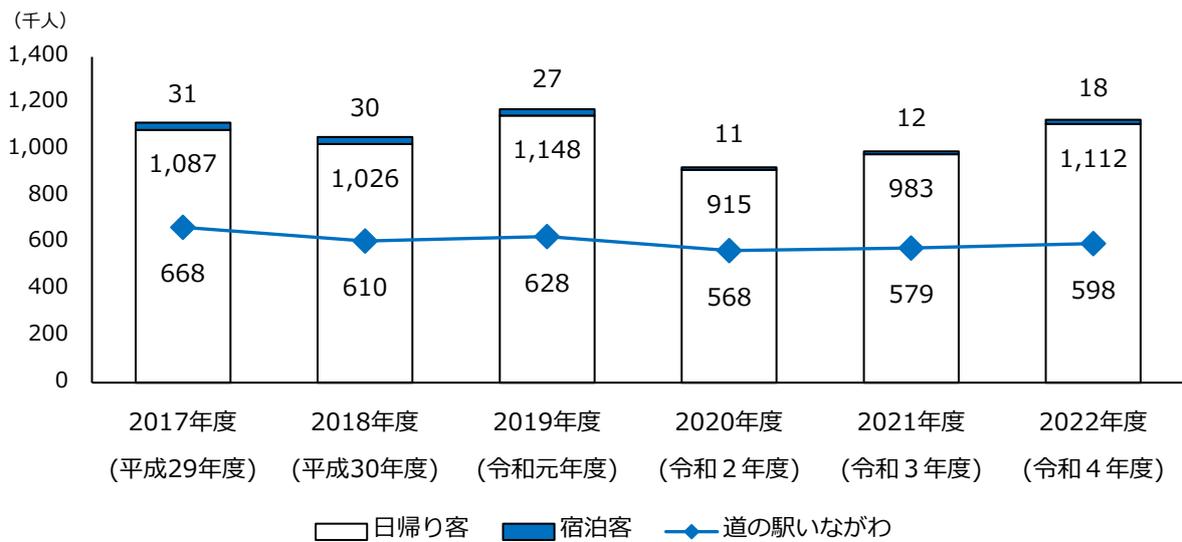
34) 町内就業者、昼間人口比率



35) 市町内就業状況【2020年（令和2年）】



36) 観光入込客数





“つながり”と“挑戦” 幸せと笑顔あふれるまち 猪名川

発行 猪名川町
編集 猪名川町企画総務部企画財政課
住所 〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1
TEL 072-766-0001（代表）
HP <https://www.town.inagawa.lg.jp>